

平成 2 8 年 3 月 1 1 日

平成 2 8 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 2 8 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 3 月 1 1 日 （ 金 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 5 時 5 0 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番	竹	内	き	み	代	2 番	藤	井	清	隆
3 番	村	山	一		彦	4 番	吉	田	哲	也
5 番	井	上	武	津	男	6 番	岡	田	泰	正
7 番	岡	本	正		意	8 番	小	西		啓
9 番	岡	田			勇	1 0 番	畑		武	志

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 岡 西 純 次

書 記 増 田 加 代

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	堀 忠 雄
副 町 長	奥 田 右
総 務 課 長	中 嶋 浩 喜
地方創生担当課長	草 水 清 美
地域力推進課長	古 田 良 明
人 権 啓 発 課 長	井 上 順 三
税 住 民 課 長	中 嶋 修
福 祉 課 長	岡 田 博 之
診 療 所 事 務 長	久 保 順 一
農 村 振 興 課 長	北 淳 司
建 設 事 業 課 長	東 本 繁 和
会計管理者兼会計課長	山 本 千 代 美
農 村 振 興 課 主 幹	馬 場 正 実
建 設 事 業 課 主 幹	竹 谷 正 則

議 事 日 程	別 紙 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	別紙議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り
会 議 録 署 名 議 員	9 番 岡 田 勇
	1 番 竹 内 きみ代

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第 1 号 平成 28 年度和束町一般会計

2 号 平成 28 年度和束町湯船財産区特別会計予算

3 号 平成 28 年度和束町国民健康保険特別会計予算

4 号 平成 28 年度和束町簡易水道事業特別会計予算

5 号 平成 28 年度和束町下水道事業特別会計予算

6 号 平成 28 年度和束町介護保険特別会計予算

7 号 平成 28 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 7 議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 18 号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 19 号 和束町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について

日程第 10 議案第 22 号 和束町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 23 号 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 12 議案第 24 号 和束町地域福祉計画策定委員会条例の制定について

日程第 13 議案第 25 号 相楽東部地域行政不服審査会の共同設置に関する規約の

制定について

日程第 14 議案第 26 号 和束町過疎地域自立促進市町村計画の制定について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

ただいまから、平成 2 8 年和東町議会第 1 回定例会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

本日 3 月 1 1 日であるわけなんです、ちょうど東日本大震災から 5 年がたったと、多くの方が命を奪われたと、こういう日であったというように思います。改めまして、亡くなられました皆様方に哀悼のまことを皆さんとともにささげさせていただきたいと、このように思います。

そして、今なお、ふるさとに帰れない、避難をされている方が多くおられるわけですが、一日も早くふるさとに帰られることを望みたいと、このように思います。

改めまして、本日は平成 2 8 年第 1 回和東町議会の定例会を開催させていただきましたところ、こうして議員全員のご参集のもとに開会できますことをまことに厚く御礼申し上げます。そして、重ねて、日ごろからの町行政にご指導、ご協力をいただいておりますことを改めてお礼を申し上げさせていただきたいと思います。

今回の定例議会には、平成 2 8 年度の予算をご審議いただくわけであります。この予算については、新聞紙上等でも報道していただきましたように、過去で 2 回目の大きな金額になっております。私にとりましても、任期の最終年度と、こういう年でもありました。そうした予算と地方創生の予算、これは平成 2 7 年度から続いての予算になると。実質スタートの年になる予算であります。この予算をご審議いただくわけでありますが、皆さん方には一層の慎重なご審議をいただきまして、そしてご承認をいただけたらなと、このように思っているところであります。

あわせて、補正予算、条例の改正・設置等も含めて提案させていただく予定でございます。どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、この場をかりまして一つ報告をさせていただきたいと思ひます。

議員の皆さん方には、日ごろから診療所体制について、非常にいろいろとご心配をかけているところであります。といいますのは、和東町では3診療所があったわけなんですが、今、1診療所が休んでおられると、こういうことになれば、今、二つの診療所で医療体制を進めているわけでありまして。こういう状況の中で、この4月1日から山城病院に月に1回ないし2回応援に来ていただこうということで、応援支援協定を結ばせていただこうということでありまして。

あわせて、和東町の先生方には医療行政のご指導もいただくと、こういうことになれば、これからさらにいいことかなと、このように思っておりまして、この3月30日、山城医療センターにおきまして、京都府、そして相楽郡町村会立ち会いもと協定を結ばせていただきたいと、このように思っているところでありますので、この場をかりまして一つご報告をさせていただきたいと思ひます。

以上であります。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

本日の日程に入る前に、本会議場の皆様方にお願ひいたします。

本日3月11日は東日本大震災の発生から5年目となります。議会といたしまして、東日本大震災により犠牲となられました全ての方々に対し哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思ひます。

それでは、全員ご起立願ひます。

（黙 禱）

○議長（畑 武志君）

黙祷を終わります。ご着席ください。

ありがとうございました。

それでは、日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、９番、岡田 勇議員、１番、竹内きみ代議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から３月２８日までの１８日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から３月２８日までの１８日間と決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、私から、第１回定例会報告書によりましてご報告申し上げます。

報告第１号

和束町第４次総合計画後期基本計画の策定について

平成２８年３月１１日報告

和束町長 堀 忠雄

次のページから計画書を掲載させていただいております。

第４次総合計画後期基本計画につきましては、過日の総務厚生常任委員会及び産業

常任委員会におきましてご説明を申し上げたところでございますので、詳細な説明は省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

本計画につきましては、平成２６年度に住民アンケート及び町内ヒアリングを実施し、平成２７年度、今年度におきましては、町長並びに各種団体ヒアリングを実施、庁内策定委員会による検討、パブリックコメントの実施等を経まして、総合計画審議会による５回の審議により、資料Ｎｏ．１にあります答申をいただき、策定いたしました。

基本構想につきましては数値等の事前修正にとどめ、基本計画につきましては前期の六つの協働プログラムを踏襲し、和東町地方創生総合戦略を包括した平成２８年度から平成３２年度まで５年間の計画となっておるところでございます。

平成３２年度の和東町の将来像「ずっと暮らしたい 活力と交流の茶源郷和東」の実現に向けて取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

議長より報告いたします。

監査委員より、平成２７年度第８回、９回、１０回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告をご希望の議員は事務局にてごらんください。

次に、２月９日付で石寺老人クラブ松寿会代表 林 敏氏から茶源郷行政情報配信システムへの公共施設への設置に関する要望書が出ております。

以上で、報告を終わります。

日程第４、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、井上武津男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（井上武津男君）

それでは、総務厚生常任委員会報告をいたします。

本委員会は２月２９日に町長、副町長、関係課長の出席を求め、平成２７度の事務事業の進捗状況と平成２８年度の予算概要について調査を行いました。

初めに町長から、「まちづくりも、会社の年輪経営のようにこつこつと発展することが大事である。平成２８年度は総合計画後期計画や創生事業のスタートの年であり、予算的にも大規模なものになっている」との説明がありました。

次に、副町長から、平成２７年度予算の執行状況の概要説明があり、歳入予算の総額３４億５,８７４万円に対して、２月１６日現在で２４億３,５６９万円の収入で収納率は約７０％、歳出では２０億３,７９７万円で約５９％の執行率でした。

また、繰越事業では歳入５億４,８８１万円に対し１億１,７９４万円の収入で収納率は約２１％、歳出は２億３,８６５万円で約４３％の執行率でした。

これを各課別に見ますと、総務課では、２８年度役場庁舎改修や耐震補強に向けた実施設計業務、第４次総合計画後期基本計画策定事業がいずれも大詰めとなり、総合計画では既に２月１８日に審議会からの答申を受けたとのことで、別に午後から時間を設け、総務課長から計画の概要版と施策一覧、新旧対照表による説明を受けました。

また、昨年７月からの町営バス木屋線運休に伴うタクシー運行業務が実施され、１月末で延べ２２名の利用があり、同じく２７年度から開始された大学生等奨学金給付事業では高校生３名、大学生３名が対象になったとのことでした。

地域力推進課では、これまで景観計画の策定に向け策定委員会を３回開催し、現在、パブリックコメントを実施、３月中旬に４回目の会議を計画しているとのことでした。

また、協働のまちづくり補助事業では一般公募による２団体へ交付を決定し、現在追加募集を行っているとのことでした。

新技術・地域資源開発補助事業によるハーブの新商品開発や観光案内所の整備に向けた設計業務では、それぞれ開発された商品や図面などが紹介されました。

また、縁側カフェプロジェクトでは４件を指定、空き家改修では「和東の森探検隊」に補助を決定し、お茶の京都推進事業の一環としての観光案内板設置では、現在、

デザインや設置個所などを協議中であるとの説明でした。

福祉課では、満 70 歳以上を対象とする高齢者肺球菌ワクチン接種に 9 名が、乳幼児のインフルエンザ予防接種では 67 名がそれぞれ対象となったが、成人女性など風疹ワクチン接種については、現在まで申請者がいないとの報告でした。

また、前年度の繰越事業である保育所の英会話保育助手の配置には 1 名を臨時雇用し、子育て応援商品券支給では 352 名に商品券を支給したとのことでした。

次に、平成 28 年度の一般会計及び特別会計の主要事業などの調査を行いました、予算特別委員会で審査することから概要の説明を受けるにとどめました。

平成 28 年度の一般会計予算の総額は 33 億 4,900 万円、対前年比 1 億 9,700 万円で、6.3%の増額となっています。

特別会計は、6 特別会計合計で 23 億 6,286 万円、昨年比べて 3 億 9,007 万円、19.8%の大幅な増額となりました。

増額の主なものは、一般会計では、役場庁舎改修事業の 2 億 2,812 万円や役場庁舎と人権ふれあいセンターの耐震補強工事に約 1 億 3,500 万円とハード事業の事業費が大きくなっています。

特別会計では、国民健康保険特別会計の医療費改定や診療所患者の増加によるもの、簡易水道特別会計の木屋水源統合等が主なものでした。

これらの説明に対し各委員からは、茶源郷行政情報配信システムの光ボックスの普及率が低いことへの対策はどうか、庁舎改修時のエレベータ設置はどのようなになっているのか。保育園の英会話を民間委託するときの委託先はどこか、地方創生加速化交付金や消防団の機能別団員制度の取り組みはどのようなものか、昨年の国勢調査速報値 3,959 人に対して町長はどのようなまちづくりをと考えているのか、空き家対策としてのカフェオープンの具体例はどんなものなのか、観光看板を加茂駅へ設置してはどうか。インフルエンザ予防を義務教育まで拡充する考えはないのか、返戻のあったマイナンバーの現状と対応はどうか。観光ルートの緑線コースでのバリアフリー

化の考えはどうか、地域おこし協力隊の取り組みと受け入れ側の対応はどうか、診療所の夜間診療の回数をふやせないかなど、多くの質疑が交わされました。

その後、総務課長から第4次総合計画後期基本計画の説明が行われ、総合計画中の人権施策、前期計画から削除された項目の理由などが質問されていました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、産業常任委員会委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員会委員長（吉田哲也君）

産業常任委員会報告をいたします。

本委員会は、3月1日に町長、副町長、関係課長、主幹の出席を求め、各課における平成27年度の事業の進捗状況や平成28年度の予算の概要などについて事務調査を行いました。

初めに堀町長から、「平成28年度は私の任期最後の年であり、大きな予算となっている。引き続きご協力を願いたい」との挨拶がありました。

その後、各課の事業進捗状況について報告があり、初めに奥田副町長から、2月16日現在での一般会計全体と繰り越し事業の執行状況が説明され、それぞれ59%と43%の執行率であるとの説明を受けました。

続いて、農村振興課及び建設事業課から主な事業の進捗状況が報告され、農村振興課では、和束山の家改修工事は現在約40%の進捗率であり、体験交流センターやグリーンティ和束の改修事業、自転車振興計画実施計画の策定は、いずれも3月中に完成予定である。

野生鳥獣個体数調整業務は対象区の協力により進めており、3月中旬に完了予定。

湯船森林公園整備事業では、マウンテンバイクのイベント等を実施してきた。

また、繰越事業では、プレミアム商品券や湯船地域の携帯電話等エリア整備事業、JA茶集出荷場も完成し、生産を残すのみとなり、野生動物里山事業では、各営農組

合や下島・木屋区の協力を得、追い払いをお願いしているとのことでした。

また、建設事業課でも、繰越事業である町営住宅の建てかえや道路・河川災害復旧工事等はいずれも完成し、本年度事業も現在完成に向けて進行中であるとのことでした。

次に、平成28年度の一般会計及び特別会計の主要事業などの調査を行ったが、予算特別委員会で審査をすることから、概要説明を受けるにとどめました。

以上の説明後、各委員から質疑があり、農村振興課関係では、青年就農給付金の実態や農地等情報総合管理システムの活用、1種農地・荒廃農地等の点在化に対する農振地の見直し、茶業振興の一環としての出品茶の取り組み、「命の里」事業や浄化槽による水洗化の取り組み状況について、また、建設事業課関係では町営第3、第5中西団地住宅建てかえに伴う空き家と入居者の現況、老朽化の橋りょう点検修理の状況について、また、各課ともに半分近くが繰り越し事業であることから、本来健全な処置といえるのか等の意見や質問がありました。

それに対し町長や担当課からは、青年就農給付金については年150万円で、対象者がふえれば補正対応も検討する。

農地管理システムは、問い合わせ時に地図上で対応できるもので、農振地の見直しは毎年とはいかないが、まちづくりと関連した生きた施策としていきたい。出品茶は地域ブランドとして一緒に盛り上げが必要である。地域一体で農道や水路を整備する命の里事業は3月末の完成を目指しており、下水道区域外での浄化槽整備はまだまだ進めなければならない事業であるとの回答でした。

また、町営住宅の空き家活用についてはアクションプランの樹立が必要で、橋りょう点検は一括して実施しており、繰り越し事業については、国からの補助金等の決定時期が遅くなったことによるものであり、財源確保のための対応であり、ご理解願いたいとの回答でした。

午後からは、着工のおくれていた和東山の家改修工事の現地調査を行い、その後、

委員会室にて第４次総合計画後期基本計画の概要について総務課長から説明が、また、３月議会で提案予定の地域創生関連事業の補正内容や山の家を含む各事業の工期延長等繰り越し処置について各課長からそれぞれ説明を受け、この日の事務調査を終えました。

以上で報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽郡広域事務組合議会、小西 啓議員。

○相楽郡広域事務組合議会（小西 啓君）

おはようございます。

平成２８年２月１５日に相楽会館２階大ホールにおいて、平成２８年度第１回相楽郡広域事務組合議会定例会が開催されましたので、報告させていただきます。

組合の主な取り組みについて、木村代表理事から報告がありました。

大谷処理場運転維持管理業務は大きなトラブルもなく、水質も良好で、安定的な運転管理が行われ、予定している修繕工事も全て終了している。相楽消費生活センターでは、平成２７年１２月末現在での相談件数は４６８件、１日平均２．６件の相談で、前年と比較すると７０件、１７．６％の増となっている。相楽休日応急診療所では、平成２７年１２月末現在での受診者は４６７人、１日当たりの受診者数は平均しますと９名でした。相楽会館については、貸し室は大ホールのみで、平成２７年１２月末現在の実績は２８件、２，８２６人の利用となっています。ふるさと市町村圏振興事業は、ホームページにより、本組合が普及します情報の発信をしていると報告がありました。

次に、議案ですが、同意第１号、相楽郡広域事務組合公平委員の選任については、本町の村城康裕委員を再任することで、全会で一致されました。

議案第１号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に

については、全会一致で可決されました。

議案第２号、相楽郡消費センターの組織及び運営に関する条例の制定については、全会一致で可決されました。

議案第３号、相楽郡広域事務組合行政不服審査法施行条例の制定については、平成２８年４月１日から施行される行政不服審査法の全部改正に伴い、同法第８１条第２項の規定に基づき、設置する審査委員会の組織及び運営その他同法の施行について必要な事項を定める条例を制定するもので、議案第４号、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、平成２８年４月１日から施行される行政不服審査法の全部改正に伴い、改正の必要となる関係条例を一括して一本の整備条例として定めるものであり、全会一致で可決されました。

議案第５号、平成２７年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ１，２８７万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億８，５１２万３，０００円とするものです。全会一致で可決されました。

議案第６号、平成２７年度相楽地区ふるさと振興圏振興事業特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ２０８万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１，７９１万６，０００円とするもので、全会一致で可決されました。

議案第７号、平成２８年度相楽郡広域事務組合一般会計予算については、平成２８年度一般会計の予算総額を３億６，５００万円とすると定めるもので、全会一致で可決されました。

議案第８号、平成２８年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算については、平成２８年度特別会計の予算総額を２，４６０万円と定めるもので、全会一致で可決されました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（畑 武志君）

続きまして、山城病院組合議会、岡田 勇議員。

○山城病院組合議会（岡田 勇君）

去る２月２３日、平成２８年第１回国民健康保険山城病院組合議会定例会の報告をいたします。

まず、報告事項がありました。第三次経営改革プランの策定について、昨年９月の策定委員会発足の後、本年１月１９日に改革プランとして取りまとめられたとの報告がありました。

次に、昨年６月に地域包括ケアシステム研究会を立ち上げ、地域包括ケアシステムを構築する上での地域包括支援センターの果たす役割等について議論を重ね、昨年１２月に取りまとめられたとの報告がありました。

一般質問は４人の議員がされました。

次に、提出議案について、同意案１件、議案５件の提案がされました。

同意第１号 副管理者の選任について、石田副管理者が健康上の理由により平成２８年３月３１日付で退職されることから、後任として、現在京都第一赤十字病院事務部長の岩瀬 充氏を副管理者として選任したいとの提案があり、全員賛成で同意承認されました。

第１号議案、国民健康保険山城病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、２７年度の人事院勧告に基づき、給与条例について一部を改正するものです。全員賛成で可決承認をされました。

第２号議案、京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例について、京都山城総合医療センターが「かかりつけ医制度」の普及推進を図り、紹介率の向上を目指す観点から、初診に係る選定療養費用の額を改定するものです。賛成多数で可決をされました。

なお、第２号議案について、木津川市の河口靖子議員より、改定実施に当たり、改定の趣旨・内容を十分周知することについて附帯決議案の発議があり、これも賛成多数で可決されました。

内容については、特に東部町村における診療機能の維持充実のため十分な協議のもと、効果的で有効な支援を行うよう努力することとなっております。

次に、第３号議案、平成２７年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第２号）について、看護師修学資金の貸し付け希望者が多くなったことから、資本的支出において８５万円の増額補正を行うことについて、全員賛成で可決承認されました。

次に、第４号議案、平成２８年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計予算について、平成２７年度の決算見込みをベースに、第三次経営計画を踏まえて予算編成されました。予算規模は、収益的収入では７１億９,００９万１,０００円、資本的収支では８億８９０万６,０００円で、全員賛成で可決をされました。

第５号議案 平成２８年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計予算について、平成２７年度の決算見込みを見据え、収支均衡予算が編成されました。予算規模は、収益的収支予算で５億４７万３,０００円、資本的収支では４,９３７万３,０００円です。これも全員賛成で可決をされました。

以上、提案された議案については全て可決・承認され閉会をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（畑 武志君）

続きまして、相楽中部消防組合議会、吉田哲也議員。

○相楽中部消防組合議会（吉田哲也君）

相楽中部消防組合議会の報告をいたします。

平成２８年２月１５日午前１０時から、平成２８年第１回相楽中部消防組合議会定例会が消防本部庁舎で開催され、初めに、河井管理者より、消防職員の暴力行為による不祥事に対し陳謝され、職員への徹底指導と、今後、事実関係がわかり次第、本人への厳正な対処を行うとの説明がありました。

また、報告事項としては、住宅用火災報知器の設置、救急救命士の養成、２８年度

の主な事業、災害状況等の報告があり、その後、議案等の審議に入りました。

この日の案件は、議案４件、報告１０件の合計１４件で、初めに、議案第１号で「職員の給与に関する条例一部改正の件」が審議されました。これは国の人事院勧告や給与法の改正に伴い条例の一部を改正するもので、俸給表ボーナス等が引き上げられるというものです。

次に、議案第２号で「火災予防条例一部改正の件」が議題とされ、ガスグリドル付きコンロなど新たな設備や器具に対応するために条例の一部を改正するというものです。

次に、議案第３号で「平成２８年度一般会計予算の件」が議題とされ、歳入歳出それぞれ１３億９，９００万円、前年度比較１億４００万円の減となり、減額の主な理由は、高機能指令装置整備や化学ポンプ自動車整備事業が２７年度で完了したためでした。また、歳出予算では、消防本部・消防署庁舎基本計画策定業務委託に７０２万円、デジタル無線保守点検に５３３万円などが主なものでした。

次に、議案第４号で「平成２７年度の一般会計補正予算第３号」が審議されました。主なものは人事院勧告による俸給、賞与等の引き上げに伴うもので、８６０万円の増額補正となりました。

以上４議案は、いずれも採決の結果、賛成者全員により可決されました。

最後に、報告第１号から第９号の説明があり、「職員職名規則の一部改正」や「危険物規制規則全部改正」等による規則整理等がそれぞれ報告され、この日の定例会が閉会されました。

以上、相楽中部消防組合議会の報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

初めに、相楽東部広域連合議会、竹内きみ代議員。

○相楽東部広域連合議会（竹内きみ代君）

それでは、相楽東部広域連合議会報告をさせていただきます。

平成28年相楽東部広域連合第1回定例会は、3月8日午前9時30分から笠置町議場で開催されました。

開会宣言に続いて、会期の決定後、閉会中の委員会報告があり、次に3名による一般質問が行われ、内容はスクールバスの運用について、文化財保護費について、ごみ処理検討委員会の取り組みについて、また「教育、学びの力で地方創生を」について、若い世代にいかに政治に関心を持たせるか、主権者教育についてなど、それぞれ質問を行いました。

次に、議案第1号、平成28年度相楽東部広域連合一般会計予算については、歳入歳出それぞれ8億2,825万9,000円とするもので、前年度と比較すると2,702万4,000円の減額となっており、主な要因は、コンピュータ教室整備事業やスクールバス購入等完備したことによるもので、新年度予算では、各中学校の教室に空調設備工事費や小学校の空調設備工事設計委託料等を計上したことなど、審議の結果、賛成多数で可決されました。

議案第2号、相楽東部広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例については、第19条中「教育委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。また、報酬及び費用弁償、勤務時間等に関する条例が提案されました。特に、「教育長」については、地教行法及び自治法の改正により、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く必要があるため、今回、条例改正されるもので、審議の結果、賛成多数で可決されました。

議案第3号、相楽東部地域行政不服審査会の共同設置に関する規約の制定について提案され、審議の結果、全員賛成で可決されました。

次に、同意第1号、相楽東部広域連合教育長の任命について提案され、西本吉生氏が新体制での教育長に賛成多数で承認されました。

同意第2号、相楽東部広域連合教育委員会委員の任命について提案され、笠置町の

北口弘子氏、南山城村の石橋常男氏が新教育委員に賛成多数で承認されました。

最後に、委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、会議は閉会いたしました。

以上で、平成２８年相楽東部広域連合第１回定例会の報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、京都府地方税機構広域連合議会、岡田泰正議員。

○京都府地方税機構広域連合議会（岡田泰正君）

京都地方税機構議会定例会の報告を申し上げます。

平成２８年２月２７日土曜日、定例会が京都平安ホテル会議室で午後１時より全員協議会が開催され、引き続き、午後１時３０分より本会議が同会議室で開催されました。

向日市議会選出、八幡市議会選出、舞鶴市議会選出、長岡京市議会選出、南丹市議会選出、京丹波町議会選出の議員の異動報告がございました。

引き続き、日程第５、第８号議案、副広域連合長の選任について同意を求める件が上程され、木村 要氏が再任されました。

日程第６、一般質問は３名がされました。

日程第７、第１号議案、平成２８年度京都地方税機構一般会計予算歳入歳出予算総額は２１億２４４万円で、この歳入は各構成団体からの負担金収入であります。昨年度より７７６万円の増額であります。

歳出の主なものは、各構成団体からの派遣職員の人件費負担金に１４億５，１２５万円、業務運営費に２億２，８２３万円、共同徴収支援システム運営費に１億１，０１１万円、セキュリティ対策経費に１，８１２万円計上しています。

また、軽自動車税に係るデータ化等の共同処理業務につきましては、去る２月５日に総務省の規約変更許可を得たので、本年４月からこの業務執行に要する経費など課税事務共同化の推進に要する経費が新たに計上されております。

第２号議案、平成２７年度京都地方税機構一般会計補正予算（第１号）、補正予算の総額は歳入歳出それぞれ４億９８８万円を増額し、予算総額を２５億４５６万円とするもので、この補正は各構成団体からの人件費や業務運営費等であります。

第３号議案、京都地方税機構第２次広域計画の変更の件、軽自動車税に係る規約変更に伴い、機構広域計画についても必要な変更を行うものである。

第４号議案、行政不服審査施行条例制定の件、第５号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、第４号議案、第５号議案は行政不服審査法の改正法が平成２８年４月１日から施行されるに伴い、新たに設置予定の京都地方行政不服審査会の組織運営等について定めるほか、既存の関係条例について主要の改正を行うものである。

第６号議案、京都地方税機構事務の処理等に関する条例一部改正の件、地方税法の改正に伴う主要の改正で、猶予制度にかかわる一定の手続等を条例で定められたことによるものであります。

第７号議案、差し押さえ債権取り立て請求事件に係る控訴の提起の専決処分について承認を求める件、機構償還の納税者が第三債権者に対して有しております過払い金返還請求権の差し押さえに関する訴訟が第１審では、機構の主張が認められなかったため、弁護士とも協議の上、控訴の必要性があると判断し、専決処分の上、平成２７年８月１２日付で控訴したので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案７件を一括議題とし、質疑・討論の後、１件ずつ採決を行い、全議案は全て可決され、本日の議会を閉じました。

以上で、京都税機構議会定例会の報告を終わります。

○議長（畑 武志君）

続きまして、京都府後期高齢者医療広域連合議会、竹内きみ代議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会（竹内きみ代君）

京都府後期高齢者医療広域連合議会報告を行います。

平成２８年２月２日午後１時３０分から、京都ルビノ堀川会議室において、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員による全員協議会が開催されました。

内容として、初めに広域連合議会議員の紹介があり、議案内容の事前説明が行われました。その後、議会運営について協議したほか、議会運営の改善を求める要望書が４名の議員から提出され、議長預かりとなりました。

続いて、２月１２日午後１時３０分から、京都府国民健康保険団体連合会第１会議室において、京都府後期高齢者医療広域連合議会平成２８年第１回定例会が開催されました。

最初に、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定等が決まりました。

続いて、議案第１号から同意第１号まで佐々木広域連合長から説明がありました。

次に、３名の議員から一般質問が行われました。

続いて、議案第１号、平成２７年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）では、６，６３１万１，０００円が減額され、予算総額２５億６１０万円に補正するもので、全員賛成で可決されました。

議案第２号、平成２７年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）では、９７億２，４４７万９，０００円を追加し、予算総額を３，２９６億７，１５１万円に補正するもので、賛成者全員で可決されました。

議案第３号、平成２８年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、予算総額７億２，２３１万７，０００円とするもので、賛成２５人、反対４人で可決されました。

議案第４号、平成２８年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算については、予算総額３，２１９億６，７３９万円とするもので、賛成２５人、反対４人で可決されました。

議案第５号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全員賛成で可決されました。

議案第 6 号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成 25 人、反対 4 人で可決されました。

議案第 7 号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成で可決されました。

議案第 8 号、京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（第 3 次）の作成について、これは地方自治法第 291 条の 7 で作成が義務づけられている広域計画について、平成 27 年度末で計画期間が満了することから、平成 28 年度から平成 31 年度までの議決を求めるもので、賛成 25 人、反対 4 人で可決されました。

議案第 9 号、平成 28 年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）では 2,000 万円を補正し、予算総額 7 億 4,231 万 7,000 円に補正するもので、賛成 25 人、反対 4 人で可決されました。

議案第 10 号、平成 28 年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）では 5,195 万 9,000 円を補正し、予算総額 3,220 億 1,934 万 9,000 円に補正するもので、賛成 25 人、反対 4 人で可決されました。

議案第 11 号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成 25 人、反対 4 人で可決されました。

同意第 1 号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については、京田辺市長の石井明三氏に同意されました。

発議第 1 号については、後期高齢者医療保険料「特例軽減の廃止」の中止を求める意見書については、賛成 4 人、反対 25 人で不採択となりました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

以上で、報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから 10 時 40 分まで休憩いたします。

休憩（午前 10 時 31 分～午前 10 時 40 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第５、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第６１条第１項及び第２項の規定に基づき行ってください。

質問時間は、答弁を含み１時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可します。また、答弁は、簡潔明瞭をお願いいたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、村山一彦議員。

○３番（村山一彦君）

議長のお許しを得まして、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、地籍調査についてお伺いいたします。

昨年の９月２９日の新聞紙上において、京都府は進捗率が全国ワースト１であると報道されました。進捗率はわずか８％、全国平均は５１％です。和束町の進捗率はいかほどでしょうか、お聞きいたします。

今、園区においては、ありがたいことに２件の家族が子供と一緒に帰ってこられます。家の新築のため準備されておられます。しかし、境界確定の必要があり、測量に入られております。余計な出費です。地籍調査が済んでおれば無用のはずです。

地籍調査とは、本来、国の事業であり、実施主体が市町村というだけで、予算は国よりおりてくると考えます。人口減に悩んでいる和束町です。スムーズに土地を購入したり、家を建てられる環境整備が絶対必要です。犬打トンネルが開通すれば、そのような需要が絶対に出てきます。今のうちに徐々にでも進める必要があると考えます。町長のお考えを伺いたいと思います。

次に、和束町第４次総合計画後期基本計画についてお尋ねいたします。

その前に、この総合計画を策定するに当たり、岡田 勇委員長初め多数の審議委員

の方、そして多数の町職員の方の多大なご苦勞に対し敬意を表します。本当にご苦勞さまでした。

それでは、次の４点についてお尋ねいたします。

まず、第１は、将来人口についてお尋ねいたします。

「みんなで創る ふるさと わづか未来プラン」の冊子を見ますと、総人口の推移現状推移型の推計として、平成３２年度人口３，７９４人となっております。しかし、目標値は４，３００人、その差は５００人、この目標達成のための方策をお聞きしたいと思います。

第２は、定住施策についてお尋ねします。

定住への支援として定住奨励金制度の実施とあります。これはどのようなことか、詳細をお聞きしたいと思います。

そして、空き家の活用と移住者のマッチング支援とあります。これもどのようなことかお聞かせください。

第３は、援農者支援と移住・定住促進事業であります。茶業の発展のためにも非常に望ましい施策であります、どのような方策をお考えかお聞きします。

第４は、前期計画にありました優良企業の誘致の項目は、今回は削除されました。人口の減少もとまらず、商店も数少なくなり、活力も失ってきているのが和東町の現状と考えます。このような町内事情を考えると、優良企業の誘致は継続して進めていくものと考えます。その真意をお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま村山議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、地籍調査であります、和束町の地籍調査事業は昭和46年度に着手いたしました。平成17年度からいわゆる休止状態になっているわけであります。

これの一つの大きな原因というのは、この調査の方法が少し変わりました。当初は、今、村山議員が言われましたように、分筆するのも全部測量しなくても地籍調査を利用してもいいなという方法をキャッチフレーズに回らせていただいたことがあるんですが、その調査の測量方法が変わって、やったところも手を加えなきゃならんというようなことも一つはありました。それと、最後になったのが、湯船の白地の山なんか非常に無番地があったもんですから、これを急いでやったことにより、一応それを整理しようということで、それについては一定終わったわけなんです、そうした状況の中で、非常に厳しいその状況についての行政状況と相まって、財政状況とか厳しい状況、準再建団体もある中で、こういういろんな状況が絡んで休止状態になっていると、こういうことであります。

しかし、京都府国土調査推進協議会からは現在も脱退しておりませんし、平成25年度と26年度の2カ年は和束町の協議会の会長を務めさせていただいておりまして、国との調整とか、いろんなことのこの調査事務に当たっての区全体の推進体制というものにもかかわらせていただいていたわけなんです。

今ではですね、今ありましたように、京都府が中心となって入会の勧誘をしていたというので、5市町村が新たに加わりまして、現在では9市町村と、こういう状態で今、運営されているわけであります。そうすれば、この地籍調査の必要性、重要性については、今、村山議員のご質問でありましたが、入ってこられて測量するのに全部測量して、要らない出費も要るやないかと。もう少しきちっとやっていくべきやないかと、こういうお尋ねもありますし、もし災害が起これば、これはやっぱり大いにこの力が発揮する。これはやはり重要なことであると思います。

そういう意味において、地籍調査の成果というのは、町道整備等の用地測量、民間の土地測量において、また現地立ち会いや境界の確認で大幅な時間短縮を図れ、また、

今、申し上げましたように、東日本大震災、きょうで5年目を迎えるわけなんです、そういう中で地形がわからなくなってしまうときには復元ができると、こういう座標をもとに土地の形状を復元できるという大きなメリットもあるわけでありますので、今の新しい測量というのはやっぱり取り入れて、そして広めていくべきやと、こういう立場をとっております。

そういう意味において、将来的には全然やらないという問題ではなく、私とすれば、この地籍調査事業の再開を目指していきたいと、こういう立場でありますので、一日も早くこれには取り組んでまいりたいと、こういうことで考えさせていただきたいと思います。

進捗率等については、また担当課長から答弁させますが、ただいまご質問にもありましたとおりだというふうに思っております。

それでは、続きまして、和束町の第4次総合計画後期計画についてと、こういうお尋ねであります。

ご案内のとおり、和束町の基本計画は前期計画と後期計画になっております。そのもとは基本構想、平成23年度に受理させていただきました基本構想が基本になっておりまして、これが23年度から32年度の10年間でこれをもとにしております。それを前期と後期に分けまして、今、平成28年度、今年の新年度予算から後期計画がスタートする。

先ほど村山議員もおっしゃっていただきましたように、非常に住民の皆さん、各界、またいろんな専門の方にも入っていただいて、そして審議会を設けていただいて、非常に審議をいただいて、そして過日、答申をいただきました。そして、それを今、基本後期計画としてスタートするわけであります。

今回の後期計画というのは、あわせて役場の職員各課で議論していただいて、そして各課でまとめて、そして役場組織内で作り上げた地方創生戦略と相まって進めていくという、非常に重要な大きな意味を持っている計画であります。

その大きな特徴は、基本構想で申し上げておりましたように、これはやはり「ずっと暮らしたい 活力と交流の茶源郷和東」、これは総務省の地域再生計画にも認定をいただいておりますので、これを目指していきたいと。そして、大きな特徴は、他市町村との交流を深めると。そして、住民と協働して進める。住民と一緒にまちづくりする、これが大きな特徴になっております。

そして、住民の協働、六つの協働プログラムを立ててやっていこうということで、先ほど総務課長のほうからも説明させていただきました内容で取り組んでいこうと、こういう内容であります。これをこの28年度から32年度にわたって、住民の皆さんのご審議をいただいた内容をもとに、それでまた住民と協働して進めていこうと、こういうものでありますので、こういう和東町のまちづくりの大きな指針となっている計画として位置づけられるんじゃないかなというように思っております。

細かく一つ一つご質問もいただいているようでありますので、これにつきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

以上、私のほうからいただきました村山議員のご質問にお答えさせていただきました。

ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、私からは、村山議員のご質問のうち2番の和東町第4次総合計画後期基本計画についての④の優良企業の誘致施策の削除についてのご質問にお答えさせていただきます。

今般、後期基本計画を策定するに当たりましては、前期施策の検証を一つ一つ行い、課題を抽出した上で、役場内での策定会議等を経て総合計画審議会におきましてご審

議を賜り、答申をいただき、後期基本計画を確定いたしましたというところは、先ほどご報告申し上げたとおりでございます。

ご質問にありましたとおり、前期基本計画におきましては、第5章 和東のブランドを高める協働プログラム、第2節 商工業における施策方針の一つとして、雇用の確保のための企業誘致の推進をうたっております。

先ほど申し上げましたとおり、前期施策の検証におきまして、優良企業の誘致につきましては、現在、本町においては景観計画の策定に取り組み、今後、景観条例の制定を予定していることなど総合的に勘案いたしまして、茶畑景観とのバランスを考慮し、これまでの誘致ありきの取り組みから転換することとしたことによるものでございます。

なお、雇用の確保につきましては、同じく第5章の第1節の農林業、第3節 交流産業、第4節 新たな産業の創出の各節にそれぞれ施策をうたっておりますので、後期におきましては当該施策の推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、村山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

それでは、私のほうから、和東町第4次総合計画後期基本計画における将来人口、平成32年度4,300人達成の根拠につきましてお答えいたします。

和東町では、第4次総合計画後期基本計画とあわせまして、平成72年までの和東町人口ビジョンを昨年10月末に策定いたしました。和東町人口ビジョンを策定するに当たりましては人口の現状分析を行い、国立社会保障人口問題研究所の人口推計を用いております。その推計をもとに1人の女性が一生に産む子供の平均数である合計

特殊出生率を国や京都府と同様に、平成３２年に１．６人として目標を設定しております。目標達成に向けて、地方創生総合戦略に掲げたさまざまな施策を講じることにより、出生率の上昇を図り、茶を軸とした働く場づくりや地域おこし協力隊を初めとする移住・定住促進施策を実施していくことにより、生産年齢層の異動率向上を図り、平成３２年の定住人口を約４，０００人としています。

また、本町の豊かな農村文化など魅力的な地域資源を生かし、週末や１年のうち一定期間を田舎で暮らす第２定住人口として約３００人を見込みました。

以上の経緯を踏まえ、和束町の最上位計画である第４次総合計画後期基本計画の人口を４，３００人としています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

村山議員のご質問につきまして、私のほうからは②定住政策に係る部分について答弁させていただきます。

定住奨励金制度につきましては、現在、山城地域の中で唯一実施しておられるのが南山城村となっており、その制度では、Ｕターン、Ｉターンにかかわらず、賃貸か新築購入かで定められた定額と世帯人数等の基準で奨励金が支払われておることとお聞きしておるところでございます。

また、京都府のほうで現在制定を進められております京都府移住の促進のための空き家及び耕作放棄地等活用条例では、その中で、移住促進特別区域に指定された地域が府の支援を受けられるというような仕組みを検討されておりました。平成２８年度の京都府予算では、首都圏から当該地域に移住される方に支給される移住支援金や「きょう住応援金」といった移住者支援事業も検討されているということもお聞きしておるところでございます。今後はそのような府の支援等の活用も視野に入れながら、

定住促進に向けた支援策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

一方、空き家の活用につきましてですが、昨年度から京都府のほうで、まちの公共員というのを和東町に入れていただいております、今年度は民間主導による空き家の活用についての方向性や地域住民と移住者への聞き取り等を通じた地域のいわゆる移住受け入れ体制づくりといったことをご検討いただいております、この２月２６日にフォーラムという形で発表させていただいたというところでございます。

また、山城広域振興局のほうがＩターン移住者を移住呼びかけ人ということで認定されまして、さまざまな移住促進の活動を支援する制度をつくっておられまして、和東町も対象とされております、今後の活用を検討しているところでございます。今後につきましても、こういった公共員の活動など、民間との協働による空き家活用や移住促進というのを推進してまいりたいと考えておるところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（北 淳司君）

それでは、私からは、営農支援と移住・定住促進事業についてお答えしたいと思います。

和東町が取り組んでいる全ての事業は、移住・定住の促進につながるといっても過言ではないと考えております。例えば、茶業の６次産業化による観光産業への参入についても、交流人口を拡大することが目的でなく仕掛けであり、地域外の人々が和東町の魅力に触れていることで将来的には移住につながることを最終目的と考えております。また、茶業を生産する面にとらえるのではなく、６次産業化することで、生産者だけでなく体験や歴史・文化というジャンルでも活躍するフィールドがふえれば、これも定住につながる考えております。

空き家再生はもちろん移住者の住居の確保でもあり、長期の滞在のため、今現在、

ゲストハウス等もあり、また農家民泊の推進は農業の6次産業化の総合的なビジネスモデルの一つであるとともに、来られた児童生徒は将来の和束町の移住者の予備軍でもあると考えておるところでございます。つまりこれらの事業は、日帰り観光から中期滞在型にして、移住・定住につながる仕組みづくりを今現在のところ考えているところでございます。

議員の皆さんもご存じのとおり、昔から高級茶葉をつくる産地である和束町では、茶葉の育成から加工まで一貫して行う農家が大半を占め、最盛期に当たる春から夏にかけて短期雇用ができる人材を探しているのが現在のところでございます。そのため、都市部から若者に本町に来ていただき、お茶農家の人手不足を解消し、農業に魅力のある若者が学びながら、地域の人たちとの交流を通じ、人間関係ができ、移住・定住につながると考えておるところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

それでは、村山議員のご質問に関しまして、私からは、1番、地籍調査についての

①和束町の進捗率について答弁させていただきます。

和束町の地籍調査の進捗率についてですが、38%となっております。内容は、実施済み地区が小字単位で160地区、面積は約25平方キロメートルです。

宅地、農地、山林別の調査進捗にいたしますと、宅地が面積で0.64平方キロメートル、率でいいますと8%、農地が面積で5.48平方キロメートル、率でいいますと70.2%、山林が面積でいいますと18.93平方キロメートル、率でいいますと38%です。

先ほど村山議員からありましたように、全国の地籍調査進捗率は51%で、京都府の地籍調査進捗率は8%でございます。

また、関東の一部、近畿、中部、北陸の進捗率が悪く、約 20%ということでございます。

よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

3 番、村山一彦議員。

○3 番（村山一彦君）

建設事業課長の今の地籍調査についてお聞きしたいんですが、和束町に各区 15 ございますね。完了済みの区はございますか。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

旧来、大体集落中心に地籍測量を行っておりまして、集落の周りの里山まではいけてるんですけども、それより奥地のほうの山のほうにつきましてははいけてませんので、全集落が完全にできているというようなところはないかと思えます。

○議長（畑 武志君）

3 番、村山一彦議員。

○3 番（村山一彦君）

湯船区はできているようなことは聞いたんですが、まだ完全にはできてないわけですか。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

先ほど町長からございましたように、白地の部分を解消するためということで、積極的に入っていただいておりますけど、各部分全て完了ということでございません

ので、よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

3 番、村山一彦議員。

○3 番（村山一彦君）

私の住まいしている園区でも幾分かは済んでいると聞いているんですが、まだ全面的に済んでないので、せんだって若い方が測量をしていたということなんですが、園区は一部はやっておられるんですか。

○議長（畑 武志君）

建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

限定して何カ所かはできておりますけども、全てはできておりません。

また、昔の制度からいいますと、先ほど町長からありましたように、立ち会いが全くなくていいといったような十四条地図は完備しておりません。やはり立ち会いしていただきまして、現地でその当時の地籍調査の成果を復元しながら確認をさせていただきますので、全く何もなしで復元するというような状況の成果にはなっておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

3 番、村山一彦議員。

○3 番（村山一彦君）

行政を携わる者としての心構えと行政マンの方に言うのはおこがましいんですけどね、私の考えは、行政は公平を旨とすべしということで、やはり一つの事業が入れたら、公平的に進める地区は別でもよろしいですけどね、継続して進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、第4次総合計画についてお尋ねします。

第2定住人口が300人ということで、今、ご説明いただきました。第2定住人口というのは、今、説明いただきましたけど、私も読んでみたら、都会に暮らす人が週末や1年のうちの一定期間を農村・漁村で暮らすもの、田舎で暮らす期間としては、年間1から3カ月連続、あるいは毎月3日以上で通算1カ月以上などがあるということが第2定住人口の説明なんですけど、これを人口に入れてもいいんでしょうかね。

○議長（畑 武志君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございますが、この戦略を策定するに当たりまして、有識者として京都府のほうからも来ていただいております。また、その中でも、この戦略策定に当たりまして人口のとらえ方ですが、定住人口というのはもちろんその人口というのは加味しないといけませんけど、それに合わせましてですね、先ほど申し上げました第2定住人口でありましたり、交流人口というのが非常にウエートを占めてくるということで、こういった第2定住人口等の人口を入れてもいいということで、京都府のほうでも同じような人口のビジョンとして考えられているということで、和東町も採用させていただいております。

よろしくをお願いします。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

それは結構でございます。

それでね、今、ほかの3点についていろいろ課長さんから説明を受けました。答弁は非常にきれいな感じなんですけど、もう一つは、やはり具体策というものが余り感じられなかったと。5年間という長期にわたる計画ですので、なかなか具体数値は入れられないかもわかりませんが、やはり数値がなかったら、実際、本当にやる

んかどうかと、そういう真剣味がもう一つ感じられないような気がします。言葉の羅列に終わっているような感じもします。

定住奨励金制度の実施と先ほど答弁いただきました。金額的なものをお考えでしょうか、その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

定住奨励金につきましてですが、現在のところ、まだ制度設定しておりませんので、金額どうこうというところまでは考えられていないという状況でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

以前、テレビを見てましたら、今、人口がふえているという海士町というところがあるんですけども、島なんですけどね、そこは要するに漁業をやられる方でしたら、たしか1年に150万円だと思いますけどね、それだけの支援をすると。3年間を継続してやるというようなことで、初心者も来ておられるということですので、やはりそういう具体的な数値を出せば人も寄ってくるかと思います。だから、そういうような数値も一つまた今後入れていっていただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今、村山議員が言われたように、農業に関しても新規就農という資金制度がございます。新しく農業をやられる若者と農業をしたいという方につきましては、この新規就農の資金制度を活用していただいて利用していただく、現在もそのような制度も活

用してやっていただいている方もおられます。今後、こういうものにつきましても普及していくつもりでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

3 番、村山一彦議員。

○3 番（村山一彦君）

この総合計画プランを見てますと、やはり感じるのは、投資というものが少ないというか、その辺が余り触れられてないと。

昨年、岡山県奈義町へ視察旅行に参りました。奈義町は裕福な町なんですけども、やはり木造 2 階建ての一戸建てが 17 棟用意されています。これは賃貸で 5 万円。ほかに定住促進住宅で 60 戸用意されています。これは 2 万 2,000 円から 3 万円の家賃ということで、人を呼び込むにはやはり投資が絶対に必要ではないかと思います。

和束町と違って奈義町は基金が 25 億円もありますのでね、裕福な町だと思います。しかし、せんだって海士町のホームページを見ましたら、「輝きを放っている市町村とは」ということで、1. リーダーの強い意志と行動、2. 妥協のない財政削減、3. 苦しい中でも未来のために投資を怠らないということになってます。だから、今までの和束町を見ますと、府の補助、国の補助とかいうのが多いんですけど、和束町は何をするという、その投資というものを今後もう少しやっていただければと思います。

○議長（畑 武志君）

村山議員、先ほどの質問の中で、視察旅行ではありません。視察研修ですので、旅行ではありません。

○3 番（村山一彦君）

視察旅行言いましたか。済みません。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、海士町と奈義町のご紹介をいただきました。

もうご存じのように、海士町というのは島でありまして、そして町長はN T T出身でありまして、非常にそういう意味で高校も置かれておると。高校に特色を持たれて転入を図られてきている、こういうことであります。

先ほどご紹介いただきました150万円の3年間の件、これは国のといっても県からついておるものですから、同じ制度を和東町も、和東町は漁業ではありませんけども、茶業の新規就農。新規漁業に対しては150万円の3年間、新規就業、農業に際しては3年間150万円と、こういうことでなっております。ことしも何件かありまして、補正予算等とかで対応する。当初予算で3件みていると、ここにありますから、こういうことはいろいろそれぞれの地方でまた独特の制度を持ちながらやっております。

あそこは今、言うように、漁業を通じたいわゆる特色をカレイでやったり、そういうことでやられております。和東町は基幹産業は宇治茶の主産地ですから、これを生かさんことはないということで、あわせて茶源郷を打ち出しました。うちの場合には、奈義町とかあそこはいろんな県の指定を受けておりますけども、和東町はご案内のとおり、いわゆる先ほど総合計画そのものを総理府の再生計画を受けて、そしてその認定を受けてその施策をとっておりますから、国・府に頼るというより国・府の制度がようけ入っております。だから、ほかの近隣市町村と比べてもらったら、国・県の施策がたくさん入ってきて、交付金事業とか入ってきてますので、それに頼らずというよりも、その100%の資金を使うとか、2分の1を使うとか、フル利用をするという立場でまちづくりをしておりますので、ひとつそういったところをご理解いただきたいというように思います。

だから、この総合計画については住民との協働ですので、先ほど言われたように、今後の中でどういうまちづくり、先ほど住宅行政を言われましたですけども、住宅行政を進めていくのには二とおりあるといいます。この議会でもご質問をいただきまし

た。もっと積極的に町営住宅を建ててですね、そして新しい転入に入ってもらいたいかなと。これでももっともな意見であります。今後の方向もやっていかないかな。そのとき私はPFIとか、そういう民間と協働して入れる方法をとるという方法もありますよと、そういうことをやっていこうと。

民間を入れていこうと思ったら、まずは、やっぱり隣とつながっていかんといかんということで、犬打峠のトンネル化と、これが最優先課題だろうということで、今、住民の皆さんと協力して、ことし中に何とか見通しが立たないかというのが、これは議会と一致協力して動いているところであります。

そして、その間ほっとくのかじゃなしに、先ほど説明させていただきましたように、やっぱり今のご質問をいただいていますように、空き家というのが非常に重要なキーポイントになってきました。この空き家を本当にフル活用するのには和東町で何が問題なんだ。

一つには、空き家であったかて、調査したけども、利用してもらうのは、100何ぼあったかて1割もないとかね、限られた数しかありません。そうなりますと、これはまず理解をしてもらわないといかんということで、モデル的な空き家の利用の方法を今やってもらっています。いわゆるシェアで空き家を利用する。また、空き家をカフェ的に使ってもらう。これは民間で今いろいろとやって発信しております。あとは転入の方に、いわゆる今後民泊として利用しようということで取り組んでいただいている転入者もおられます。

そこで大きな問題は、空き家やるんやていうたかて、そこで整理する資格の持った者が要ります。今、和東町に空き家で資格を持った者はおりませんので、京都府と相談しながら、公共員という空き家の資格が入った者が和東町へ入って、そして促進していこうというのが先ほどの地域力推進課長の話なんです。今後、公共員を通じて京都府と一緒にあって、和東町の空き家対策というのは、ある一定、専門家の方が入ってこないと、素人でやるとこれはやっぱりいろんな法律上の問題になってきますから、

そういうことを整備していこうと、こういうことで今、進めているところであります。そういう意味で、一つ一つ一方では見えませんが、先ほどの数字的な提示というのは、28年度予算で示しております。

例えば、さっきのことで繰り返しますが、新規就農、今の予算を3人予定しています。3人みてますが、目標はもっと補正でもいきたいぐらいで、今、推進しております。だから、5名、6名ということで、補正で対応できるぐらいな頑張りを持っていこうということで今、かけております。そういうアクションプランを持ちながら、それぞれの所管のほうでは、そういったアクションプランをそれぞれ持っておりますので、ひとつこの辺のところをご理解いただきたいなと、このように思っております。

それとあわせて、さきに地籍調査だけは申し上げておきたいと思います。

地籍調査の大きな原因、足踏みするのは何かというたら、当初は三角点で平板測量をやっていたんです。途中まで進めると衛星を通じてやるというように、手法が変わったんです。だから、平板のときに、今、村山議員が言われたように、これやったら何も測量せんかて、分筆も皆いきまっせということで説明させてもらたんですが、今、課長が申し上げますように、全部それではいきません。もう一回やり直さんなん。そこへもってそういう測量が変わったものですから、非常にこれが相まって、等高線で皆やっているんですが、非常に混乱をいたしました。ここを一つ整理して、新しいので取り組んでいこうやないかというのが1点です。その準備が一つ。

それともう一つは、地籍調査は国土庁だけでやっておりましたけども、山についてはもっと森林組合とか、そっちが連合的にやってね、それと和東町がやるんやなしに、民間の専門業者に委託してしまおうやないかというので、委託できるような施策を国に要望を上げています。

今、地籍調査と言ったら、住民の皆さんと役場の担当でやって、そして認証行為の事務までやっているんですけど、こんなことやっていたら、職員は少ないし、なかなか進まない。それやったら専門業者に委託という方法をとれないかということを国に

要請し、そして、森林組合のほうでも、もっと森林組合に委託してですね、山も積極的にやろうやないかと、こういう話を今、国と詰めているわけです。私、それは先ほど会長をさせてもらっているときの国とのかかわり合いというのはそこだったんですね。

だから、この辺を見通さないと、今、やるんだったら、今までのやるやつを再開するのか、さきに全部やってしもたって、もう測量要りませんよなんていうようなもんじゃありませんので。

今、京田辺市というのがありますね。あそこはほとんど完成してしまいました。従来の地籍を完成した。そやけど、それではまたあかんから、新たな地籍調査を開始せよと、こういうことになるわけです。だから、今はそういう非常に過渡期なときでありまして、ここはやっぱり、私、先ほど言いましたように、きちっとしたものができるように制度もきちっと整ってですね、そしてスタートできるような準備体制、これを目指そうやないかと、そういうことで今、私は指示しております。

だから、国のほうへも働きかけておりますし、その辺のところのどこまでかは、今、遠ざかっておるもんですから、なかなかいきませんが、地籍調査も一口でなかなか説明できる内容でもありませんので、また個々に細かいところは所管課と通じていただいて、今の新しい府なり国の情報もつかんでいただいて、そしてご協力いただけたらありがたいのと、このように思いまして、私のほうから答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

3 番、村山一彦議員。

○3 番（村山一彦君）

今、地籍調査についての町長のほうから懇切丁寧に説明いただきました。初めの質問の中に犬打峠トンネルが開通すればそういう需要が出くるといようなことで、地籍調査、当面は山は大丈夫やけども、幹線沿いとか、その辺のところをできるところを徐々に進めていっていただきたいと思います。

そして、9月議会のときの答弁でも町長からお話いただきましたけども、要するに、幹線に茶関連以外の誘致は考えてないようなことをおっしゃっておられましたけども、やはり今の和東の現状を考えると、茶とそしてほかの業態と同時に進めて発展していくことが必要じゃないかと思います。茶は大事ですけども、後継者不足等がありますので、活力がない和東になってきておりますので、誘致もそういういろんなところも考えていただけたらと思います。

いろいろ質問させていただきましたけども、町長に一つお願いしておきます。

私も60歳半ばになります。町長は私よりもちょっとだけ大きいと思いますけどね、やはり政治家というのは信念は絶対必要です。しかし、柔軟さも時には必要だと思いますので、いろいろまた柔軟な発想を持っていただいて行政運営に当たっていただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今もいろいろと貴重なご意見をいただきました。また、柔軟な発想というのは非常に重要なことでありまして、大事なことであります。政治だけやなしに、生きていく中にも、ゆとり等を持たないといけないと。話し合いも、相手の気持ちがわからないで一方的にはいかないというのは同じことで、非常に大事なことだというように思っております。

ただいま申されましたように、ちょっと誤解があるのでお答えさせていただきます。

茶業一本で茶業中心に動いているというのは、和東町は、茶業というのは宇治茶の主産地ということで、国・府に持っていくとき一番説明がしやすいです。茶源郷というのは、いわゆるたまたまお茶をイメージしていますが、この発想のもとには桃源郷で

あります。いわゆる理想郷であるわけなんですね。いわゆる桃源郷をつくろう、理想郷を和東町でつくろうといっても、これはなかなかいきませんので、たまたまお茶のまちですから、茶源郷と。だから、そういう中で、将来生きていくのにいきやすい、生きがいのある地域づくりをしていこうということと、そしてやっぱり今、言われたように、産業についても、いろんなこの中で起業ができたりやれるもの。

きょう、実はIターンで入ってきてくれましてですね、非常にほうじ茶で、今、あるところでそれを売るような、初めて起業して、そして商品化して取り組んでくれています。そういった若者もいるわけでありまして、そういう人もたくさん成功例として和東町に入ってきていただけたらいいのかなと。

もう和東は何もお茶やなしに、こういう中で何とかやってみたいということ。今はケールで取り組んでみたり、ケール農家もふえてきています。そして、ハーブにも取り組みたいと。そして、いろいろなところで今、取り組んでおります。

軸は茶ということは説明しやすいので、茶を利用しておりますけども、いろんな形で新しい産業が生まれるということは非常に重要だと思いますし、当然、この農山村でもって起業のできる、また、そこでしかできない起業を支援していくのがまちづくりであろうと思っております。

茶源郷というのはそういうことで、茶を中心にしてますので、茶産地を利用した生きがいのあるまちづくり、このようにお考えいただけたらありがたいのかなと。

茶の景観を守るのも大事ですけども、茶の景観を生かしたまちづくりもしていかなきゃならない、こういうことで、むしろ今、申されたように、非常に柔軟な発想を持たんといけませんし、また柔軟な発想を柔軟に見ていただかないとなかなかいきませんので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

村山一彦議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後１時まで休憩いたします。

なお、この後、総務厚生常任委員長より報告があり、１１時３５分から総務厚生常任委員会が開催されますので、委員の皆さんは委員会室にご参集お願いいたします。

休憩（午前１１時３０分～午後１時００分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

岡田 勇議員から遅刻の届けが出ています。

続きまして、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

日本共産党の岡本でございます。

ただいまから一般質問を行います。

まず、高齢者の介護、医療について質問いたします。

第１に、「要支援」高齢者の総合事業への移行について、３点伺います。

１点目に、１年後に移行を予定している総合事業の検討状況について説明を求めます。

２点目に、どのような内容であれ、現行サービス水準の後退や負担増は絶対に許されません。町が責任を持って現行水準を確保すべきですが、その点いかがでしょうか。

３点目に、政府に対しては矛盾の多い総合事業への移行撤回を求めるとともに、今後、今、検討されているさらなる介護制度改悪にはきっぱり反対をしていただきたいと思います。町長に伺います。いかがでしょうか。

第２に、介護基盤の整備についてです。

総合計画では「地域密着型サービスの提供を促進する」とし、グループホームの整備を検討するとされておりますが、具体的な計画、方向性はあるのかどうか、答弁をお願いします。

第３に、後期高齢者医療について３点伺います。

1 点目に、保険料値上げに対する町独自の支援を求めます。

府後期高齢者医療広域連合は 28 年、29 年度の 1 人当たりの平均保険料額を 7 万 4,469 円とし、1,816 円値上げいたしました。これ以上の値上げを押しつけないために町独自で軽減を行うべきです。答弁願います。

2 点目に、政府は 29 年度から、これまで行ってきた保険料軽減措置を段階的に廃止する方針ですが、これはとんでもない負担増になります。政府に中止を求めるとともに、独自の対策の検討も一方ですべきと考えます。答弁を願います。

3 点目に、人間ドック受診負担をせめて 3 割にし、一泊ドックや脳ドックも受診対象にすべきと考えますが、いかがでしょうか。答弁願います。

次に、子育て世帯の経済的負担の軽減について伺います。

第 1 に、町はこの間策定された地方創生総合戦略や人口ビジョン、第 4 次総合計画後期基本計画案でとりわけ若い世代、子育て世代への支援を強め、出生数をふやし、人口減少に歯どめをかけることをうたっておられます。しかし、特に「総合計画」での子育て支援の方針、施策には経済的負担の軽減への新たな施策が全く見られず、若い世代の定住、出生数の増加人口増を目指す方向性と真っ向から矛盾すると考えます。抜本的な見直しをすべきではないでしょうか。明確な答弁を願います。

第 2 に、具体的な施策として、今回は教育費の無償化と保育料の無償化について絞って検討を求めたいと思います。早期に実現できるよう真剣に取り組まれることを強く求めます。

以上、答弁をいただき、再質問いたします。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

最初に、高齢者の介護、医療についての考え方について申し上げます。

和東町の平成２８年３月現在における高齢者数であります、１，６８０人、高齢化率は４０％で、５人に２人が６５歳以上であります。高齢者の健康づくりや生活習慣病の予防、介護予防につきましては、昨年３月に策定いたしました和東町第７次高齢者保健福祉計画で考え方を示しております。

本計画は、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成３７年度を見据えた長期的視点を踏まえ、検討策定しております。本町の方向性といたしましては、今後は医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、医療と介護を一体的に提供するための取り組み、在宅医療介護連携推進事業を平成３０年４月から実施する予定となっております。

昨年１１月には、相楽地域の介護保険担当行政部局、地域包括支援センター、相楽医師会との協議体を発足させ、地域の医療、介護サービス資源の把握、在宅医療、介護連携に関する相談支援、２次医療圏内関係市町村の連携等の取り組みについて定期的に会議を持ち、進めているところであります。

和東町を含めた東部３町村の医療資源、介護サービス支援は、木津川市、精華町に比べ大変少ない状況でございますが、医療分野におきましては、相楽医師会、京都山城総合医療センターの力添えをいただき、介護分野におきましては、地域包括支援センター、町内社会福祉法人が中心となって取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、要支援の高齢者の総合事業について、３でございます、政府に対し総合事業への移行撤回を求めるとともに、今後検討されているさらなる制度改悪に反対をということについてでございます。

先般の平成２６年改正は、２０２５年には団塊の世代が７５歳以上となり、介護が必要な高齢者の数が急増すると見られていることから、介護保険制度を含めた持続可能な社会保障制度の確立を図ることを目的として改正されたものであります。今後の制度改正については、国の動きを注視していきたいと考えております。

次に、後期高齢者医療についてのご質問にお答えをさせていただきます。

後期高齢者医療の保険料につきましては、おおむね都道府県単位の医療給付の額により決まり、その運営は都道府県ごとに設立された広域連合がすることとされており、平成28年度につきましても、広域連合で決められたとおりの保険料負担をお願いしたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

また、保険料の均等割額9割軽減措置の段階的廃止についてのご質問だと思いますが、平成29年度以降についての軽減措置の廃止につきましては、現在のところ、具体的には明らかにされていないと認識しているところでありますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

国民健康保険の人間ドック事業については、生活習慣病を中心に検査し、体の健康を判断し、今後の生活での注意点を見出すための保健事業の一環として実施しているところであります。今年度利用の状況も、日帰り、1泊ドックと合わせて136名と申し込みが定員枠いっぱいになるほど利用していただいているところであり、国保財政の厳しい状況にあっては、より多くの方に健診を受けていただくためにも、引き続き現行の負担でお願いしたいと、このように考えているところでありますので、よろしくお願いいたします。

また、1泊脳ドックにつきましては、実施医療機関との調整も必要となりますので、今後の受診希望者数等の状況により考えたいと思っております。

なお、和束町での負担率の問題も前から質問いただいておりますが、十分そうした生まれた背景というところも、もう少し見定めてみまして、そして今後の検討の資料にさせていただきたいと、このように思っております。

次に、2. 子育て世帯の経済的負担の軽減について。

子育て世帯の経済的負担軽減について答弁をさせていただきます。

和束町では、子育て世帯の経済的負担軽減については、他市町村よりも先駆的な取り組みを実施してまいりましたことは、さきの12月定例会の岡本議員の一般質問で

も答弁させていただきましたので、ご承知いただいていると思いますが、もう一度説明をさせていただきたいと、このように思います。

まず、子育て世帯の経済的負担軽減対策で、私が町長にならせていただいて一番最初に取り組みをさせていただきましたのが、中学生の定期代を全て公費で全額負担というものでありました。その次に、高校生の通学定期代の半額補助を実施し、保護者の皆さんの負担軽減を図ってきたところでもあります。さらに、中学卒業までの医療費の実質無料化、小学校就学前の乳幼児のインフルエンザ予防接種に係る定額補助、昨年平成27年度からは18歳未満の子育て世帯における第3子以降の保険料全額減免事業など実施しているところであり、これらの施策につきましては、今後5年間で国勢調査人口に基づく基準財政需要額が減少し、地方交付税が減少になりますが、これらの事業につきましては、継続して実施してまいる所存でありますので、ご理解よろしくお願いいたします。

次に、教育費並びに保険料無償化の検討と早期実現についてでございます。

保育料の無償化につきましては、さきに答弁させていただきましたとおり、18歳未満の子育て世帯における第3子以降の保育料全額減免事業では、収入基準を設けずに町単独制度として実施しているところであります。また、第1子、第2子に係る施策につきましては、国・京都府制度と歩調を合わせた支援策を実施いたしております。

次に、教育費の無償化についてのお尋ねでございます。

これは岡本議員も連合等の中でいろいろと教育費にはかかっているというご指摘もいただいているところでもあります。そして、教育義務に係る分については、やはり無償化というところと、そして線引きをきちっとしながらやっていかないといけないと。まずは、その線引きのところであろうというように思っております。今後、これにつきましても、国の動き、府なりの動きを注視して進めてまいりたいと、このように思っています。

町独自の中でいろいろとご負担いただいているところは、先ほども申し上げました

ように、この線引きをきちっといたしまして、当然、教育として公がやっていかなきゃならないものについては、やはり公で予算化して進めていくものであろうというように思っておりますし、またそうでないところについては、ご負担いただく分も残ってくるだろうと思います。これはさきの東部広域連合の教育長の答弁の中にもありましたので、そういうところの中で今後検討し、さらに充実については、国・府の制度を重視してまいりたいというように思っております。

以上、岡本議員からの質問につきまして答弁させていただきました。

あと、担当課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

それでは、私からは、岡本議員の一般質問の１．高齢者の介護、医療について、（１）要支援の高齢者の総合事業の移行について、①約１年後に移行が予定されている総合事業の検討状況について答弁させていただきます。

先般の介護保険制度の改正により、平成２９年４月から、全国全ての市町村が地域支援事業として市町村が主体性を持って実施しなければならない事業、新しい介護予防日常生活支援総合事業というものが創設されました。

この総合事業は、市町村の介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成され、大きく異なってきますのが、これまで介護給付として全国一律のサービスであったもののうち、介護認定の要支援１、要支援２の認定を受けられ、介護予防給付として提供しております介護予防訪問介護、いわゆるヘルパーサービス、介護予防通所介護、デイサービスが介護予防生活支援サービス事業として市町村事業へ移行されることとなります。

所管であります福祉課では、平成２７年度中に和東町における公的支援サービス、

また介護事業所における介護サービス、和東町社会福祉協議会や民間事業所における生活支援サービスなどの地域資源を取りまとめ、平成２８年度には、その結果をもとに生活支援を含めた和東町が提供できるサービスの決定、介護予防訪問介護、介護予防通所介護におきましては、介護サービス事業所との単価設定を含め、近隣の市町村での事業を参考にしながら進めるとともに、和東町で実施できるサービス提供状況も参考にしながら事業開始に向けた整理をしていく予定でございますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、同じく、②現行サービスの水準の後退、負担増は許されない。責任を持って現行水準の確保について答弁させていただきます。

総合事業は、先ほども答弁させていただきましたように、市町村事業として実施いたします。平成２７年度の介護給付実績をもとに申し上げますと、介護予防訪問介護費用ヘルパーサービスが年間約６００万円、介護予防通所介護費用デイサービスが約９００万円、計１，５００万円程度の費用が必要になると予測しております。この必要は、国、京都府、和東町、そして６５歳以上の１号被保険者、４０歳以上の２号被保険者で賄うこととなりますが、総合事業を含めた地域支援事業全体におきましては介護給付費に対する補助交付上限額が定められ、平成２９年度中は移行期間ということもあり、前年度の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の実績に応じた補助金交付をしていただけると理解しております。

なお、平成３０年度以降は本来の補助金交付となりますが、要支援の方につきましては、和東町地域包括支援センターがケアマネジャー業務を兼ねますので、利用者の意向など相談させていただきながら、必要なサービスを提供できるよう最善の努力をしたいと考えております。

次に、（２）介護サービスの基盤整備について、①総合計画では、地域密着型サービス提供を促進するとし、グループホームも整備を検討するとしているが、具体的な計画、方向性については答弁いたします。

地域密着介護サービスは、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるよう支援するものであります。まず、このサービスを実施できる事業所としては町内の介護サービス事業所であり、当然、そのサービスを提供できるスタッフの確保が必要となります。また、採算ベースで事業展開が可能であるのであれば、福祉課といたしましては事業所に働きかけをさせていただきたいと考えております。

グループホームの整備の検討については、総合計画の施策一覧でもお示ししておりますように、和束町が直接事業を行っていくのではなく、社会福祉法人や介護事業所が和束町で施設を検討された場合に、住みなれた地域を離れずに安心して生活が送れるよう本町としても協力させていただきたいと考えております。現在はグループホームを介護サービス事業者が和束町内で検討しているという相談なり情報はございませんが、お話があれば前向きに検討させていただきたいと考えております。

続きまして、大きな2番、子育て世帯の経済的負担の軽減について、①総合計画後期基本計画で子育て支援の対策では、経済的負担の軽減に向けた新たな対策が全くないのは、若い世代の定住出生数の増加、人口増を目指す方向性と矛盾する抜本的な見直しについて答弁いたします。

町長が答弁いたしましたように、これまで実施しております子育て世帯に対する経済的負担軽減については、継続実施するというところでございます。後期基本計画は、町内全体、審議会等で協議していただいております。基本構想に基づき、今後5年間の具体的事業の施策方針を示しているものでもあります。子供たちが元気で生き生きと育ち、全ての親が安心して子育てができ、地域社会全体で子育てを温かく見守るまちを目指し、一つ目としましては、地域における子育て支援や世代間交流の推進、二つ目には、保育園等における子育て支援の推進、三つ目には、子供と親の健康保持への支援、そして四つ目として、子供の権利の擁護でございます。所管課といたしましては、関係部署と連携を図りながら推進していきたいと考えておりますので、ご理解

をお願いいたします。

以上、岡本議員からの一般質問の答弁といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

中嶋税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

それでは、岡本議員の一般質問にお答えいたします。

まず、①についてですけれども、後期高齢者医療の保険料は、保険者・被保険者全員に均等に係る均等割と被保険者の所得に応じて係る所得割額の合計で、被保険者一人一人に賦課されています。所得の低い方やこれまで会社の健康保険等の被扶養者として個人としては保険料の負担がなかった方については保険料の減額があるところですが、後期高齢者の保険料につきましては、先ほど町長が答弁したとおりでございますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、②につきましてですけれども、平成28年度におきましては、均等割額の9割軽減について現行のままと取り扱いたします。9割軽減につきましては、これまでも廃止の方向とのことで検討されているということで認識はしておりますが、現段階において、平成29年度以降、いつ、どのような形で段階的に行うのか、1回で行うのかといったような具体的な方向は示されていないと認識しておりますので、ご理解願いたいと思います。

また、③人間ドックの1泊の脳ドックにつきましては、今年度の脳ドックの受検者数が4名であります。まずは今後の受診希望者数の把握等に努めたいと考えておるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、まず、要望にとどめる点について一つだけ要望しておきたいと思います。

いわゆる介護サービスの基盤整備についてということで、グループホームの整備について、今後、そういう事業所があらわれればそれを支援していきたいという話がありました。もちろん事業所頼みという点でいえば、これまでの介護保険の経過からすれば、和束町のようなところにそういった事業所が進出してくるということ自身が大変厳しいわけですね。特に、今、施設に対する介護報酬そのものが大きくこの前、下がったという状況がありますから、大変厳しいものがあるというように思うんです。ですから、やはりそれは単に事業所任せというんじゃないくて、どう町としても実現できるかということを真剣に検討いただきたいのと、実際、とりあえず町内にわらくという事業所があるわけですから、わらくさんについていえば、ここに来ていただいて以降、今やっけていただいている事業以外の他の事業への進出というのはありません。そういう点では、今後、町有地を無償で提供して来ていただいているという部分もありますので、その分、事業所としての負担も軽くなっているわけなんですね。そういう意味でも、今後新たな展開として、そういった事業の展開も要求していただきたい。これは町長にも要望しておきたいというふうに思います。

それと、もう１点は、いわゆる後期高齢者医療についての平成２９年度以降に予定されている軽減措置の段階的廃止という問題です。

先ほど答弁がありましたように、国としては廃止する方向というのは明らかになっております。ただ、具体的にどうするかということが明らかじゃないから注視したいと町長は言われたけどね、そういう段階だからこそ、今ちゃんと言うべきだと思うんですよ。こうやって廃止しますって決まってから言ったら、多分、町長は、「もう決まったことですから」と言われると思うんですよ。じゃあ、決まってないんであればですね、やはり今こういう段階でこういうことをすべきじゃないということをちゃんと今こそ国に対して要望すべきだというように思いますので、そこは注視だけでなく具体的に要望いただきたい、これは強く要望しておきたいというふうに思います。

それでは、まず、２番目の子育て世帯への経済的負担の軽減についてから再質問させていただきます。

先ほど町長の答弁からも、それから課長の答弁からもですね、今後の５年間の総合計画やそういった意味での中で今やっている施策ですね、いわゆる中学校までの医療費無料化であるとか、それから保育園での第３子の無料化であるとか、そういったことをいわゆる町長のお言葉をかりれば、交付税が今後減るという見込みがあるもとでも継続すると。それが今後５年間の町としての子育て支援だということを多分言っておられると思うんですよね、今よりは後退させませんよと。しかしですね、本当にそれでいいのかということなんですよ。

もちろん先ほど説明された、これまで努力いただいた部分については、もちろん前向きな部分で評価しております。しかし、私は、これまでのことを聞いているんじゃないで、これからどうするのかということを知っているわけで、１２月の議会でも言いましたけども、確かに和東町として一定先進的な取り組みも含めて努力いただいたことは認めます。しかし、今、全国の状況であるとか、また府内でも伊根町の取り組みも含めて、さらに前を行っているという取り組みも既に始まっているわけですよ。

先日、滋賀県長浜市で小学生の給食費を無償にするというニュースがありました。こういったことは、ある意味、今まではすごいなというふうに思っていたことが、ある意味、もう当たり前のこととして広がってきているというのが今の現状なんですよ。そういうときに、特に和東町がいわゆる人口ビジョンですね、先ほど話にもありましたけども、たとえ土日だけの住民を加えて４，３００人だとしても、じゃあ、その４，３００人をどうやって実現するのか、どうやって今の出生数をふやしていくほうに転じるのか、そういうことを本当に責任を持たれるのであれば、その程度の答弁でどうなのかと思うんですよ。

そういう点で、やはり総合計画や総合戦略ですね、そういったもので言っていることと矛盾するんじゃないかということを言っているんですよ。町長が言われたような

程度で総合計画の目標とかそういったものを達成できるのか、そう思っておられるのかということを私は聞いているわけでありますね。

ですから、もう一度聞きますけども、これまでのことを継続するだけじゃなくて、何をするかは検討いただいたらいいけども、やはりこれまでよりもさらに一步踏み込んで新たな施策をこの５年間に向けてもやっていくということが、総合計画や人口ビジョンにもかなう方向じゃないですか。もし、そういうことがないというのであれば計画に対しても大変無責任ですし、子育て世代のこれからやっていこうということに対しても矛盾すると思いますので、やはりそこは経済的負担の軽減について新たな方向も加えていくということが必要じゃないですか。

その辺、町長、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

もう一回繰り返しますけども、まず一定、前提申し上げましたのは、こうして取り組んできた成果というのは、以後厳しい状況になろうとやっぱり続けていくべきやと。これは今、ご質問ありましたように、こういう前提に立っております。その前提に立ちつつ、先ほど福祉課長も答弁しておりました、あと、このまましてそのまま続けるんじゃないしに、近隣の状況、この動き、そしていろんな和東町ならではの施策、そうしたものを検討を加えていくと、こういうことを答弁したかというように思います。

まさにこれで固定したんやなしに、そのためにも和東町のいろんな、今、質問にありましたように、これからは地方創生総合戦略、あれもそういった多くの方、担当課なり、所管する声を反映して、どういう方法がとれるのかというもので作り上げてきている延長上にあるわけであります。こうしたことが、やはり先ほども地方創生の担当課長も答えておりましたように、人口規模、ほっとけば３，７９４人です。そう

ということになります、しかし、何か手を加える。そして、いろんな形をとる。こういう形を何かとれないだろうかというのは考えていくべきやし、やっぱり和東ならではのとれたら、それはやっていくと。これにはそういう工夫をしていくということで、固定化した考えではないということをもっと申し上げておきたいと思います。

それと、和東町の大きな今後の特徴とは、全て行政がそれを足り得るものにすると、こういうことではなしに、住民との協働を迎えていきたいと。この件に関しては住民との協働。きょうもいろんなところで住民の方が立ち上がってくれております。子供たちと一緒に茶の入れ方を勉強しようとか、いろんなことの工夫をしていただいております。そうした工夫等を生かせるような地域づくりを私はしていくべきだということに思っております。それを挙げて和東町の内容を充実させていく。

先ほど福祉課長は近隣と言いましたが、協定を結んでいる、たしか伊根町もありますが、その伊根町のまま当てはめるんやなしに、そこの地域性がありますが、そういった取り組み、多くの取り組み、また議員各位が研修に行かれている内容等についても十分検討させていただきながら、和東ならではの考え方というのは常に検討、考えていくべきだこのように思っておりますので、この辺のところを固定観念でもって進めていることではないということだけご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

今、町長は、行政だけではなくて、住民のいろんな動き、協働してという話がありましたよね。それはもちろんそうですけどもね、ただ、やはりこういう経済的負担、いわゆる予算を伴うものというのは、これは行政でしかできないわけでしょう。そうでしょう。いろんな要望があっても、実際にそれをできるかどうかというのは行政が判断しないとできないわけですから、そこはやはり固定的に考えないと言うんであれば、実際に計画には何も無いわけですから、新しい施策というのがね、じゃあ、それ

にとらわれずに今後新しい経済負担の軽減も検討することも含まれていると。

今、町長も言われたように、先ほど課長は、「近隣も考慮して」と言われたことで固定観念ではないと言われました。もう一度、課長にお聞きしますけども、そういう意味で、総合計画に何も書いてないけども、新しい施策も含んで、今後、固定的に考えずに検討していくということで確認してよろしいですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

私が子育て支援のところで答弁させていただきましたのは、関係部署と連携を図りながらという説明をさせていただきました。総合計画の中身でございますが、やはり今後は人的な支援を行いながら子育てを支援する。また、場所的な開放も含めまして提供をしていくという形の中で子育て支援施策を福祉課の所管としては進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

これはもう全くだめだと思いますね。町長の答弁とも矛盾すると思いますよ。課長は明らかにこれは負担軽減を考えてないということを言われているわけですよ、今後は今以上の。町長はそうじゃないと言ったわけでしょう、固定観念じゃないんだから。そういう意味では、私は、町長の答弁のほうが重いと思いますけどね、もちろん。ただ、やはりさっきも言いましたけども、そういう状況で、あなたたちは自分でつくられた総合計画や総合戦略、人口ビジョンにもこれは真っ向から矛盾しているということだけははっきりしてますから、やはりしっかり検討いただきたいというように思うんです。

今回、私、具体的には教育費の無償化と保育料の無償化ということを行いました。いわゆる第3子だけじゃなくて、保育料全体を無償にするということは、これは別にどこもやってないわけじゃないんです。実際やっているところもあるんですね。

ちょっと簡単に試算というか28年度の予算を見たらね、保育料としての収入というのはほぼ1,200万円ですよ。だから、ある意味、1,200万円あれば無償になるということですよ、逆に言えばね。

教育費の無償化にしても、これはいろいろ連合議会でも細かい点も言いましたけども、例えば給食費の無償化とか修学旅行費の無償化とか、そういうことを合わせても、これも保育料無償化と大体同じぐらいです。だから、大体2,200万円ぐらい、それぐらいの話でできるということですよ。

予算的にそれはもちろん大きいですよ。でも、どんだけのもんなのかといえ、今年度の28年度の一般会計の全体の予算の0.6%です。決して大きくないわけですよ、そこから見れば。それに、例えば予算の中に交通対策として2,600万円の路線バスへの補助を出していますよね。これはもちろん路線バスを維持する上で必要な予算です。けども、ある意味、赤字補填をするという意味ですからね、ある意味、前向きな予算計上ではありません。けども、同じ2,000万円以上出すという意味では、これはやはりその分、若い方への負担を軽減されて、定住へもつながる可能性は広がるし、出生数をふやしていく可能性も広がるし、それが人口の増へ少しでも貢献していくとなればですね、それは交付税にもはね返ってくる、税収にもはね返ってくるという意味では、決して捨て金ではないというのは明らかだと思うんです。そういう目で見れば、決してこれは途方もない提案ではないと私は思っています。

そこは町長ね、もう既に、さっき伊根町、伊根町と言いますけども、同じ交流のある伊根町では既にもう走り出しておられるという点でいえば、もう既におくれをとったわけですよ。ですから、ここはしっかり検討、早期実現に向けて検討いただきたいと言いました。

それは町長どうですか、検討いただけますか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほど町長の固定的観念を持たないのと課長の矛盾するということがまずありました。ここを最初にちょっと加えさせていただきます。

町長の場合、政治判断はその社会状況、いろんな状況に合わせて固定観念でもって仕事というのは、ふつうなじまない。やっぱり住民の福祉、安心安全、また幸せを求める場合には、施策を積極的に講じていくという二つが要ります。

ただ、担当課長とか職員の中においては、政治的な判断をさきに述べるということとはなかなかでき得ない。やっぱり所管課と関係課と十分協議しながら進めていく。何ら矛盾はしていないことであります。これら二つを合わせてご理解のほどをよろしくお願いいたします。

町長が勝ってる、担当課長がどうやこうやと、こういう問題ではなしに、私はそういう政治施策の中でやっている。そのために住民の負託に応えたと。住民の負託に応える立場にいるんだと。こういうことで、時には要綱・条例改正を求める場合もあります。そういうことで議会にお願いしなきゃならんときがありますので、固定観念で固定でやれてないというのも、これで明らかにしていると思いますので、その点ご理解をよろしく。先ほど矛盾しているということですので、それだけちょっとお伝えさせていただきますと思います。

それと、もう一つ、私たちが施策を考えていかなきゃならないときには、和束町というのは、ご案内のとおり、不交付団体でも何でもないわけなんです。施策を積極的に打てる場合には、やっぱりいろんな要綱、方向、そしてその位置づけ、そうしたものをきちっと整理していかないと、例えば、何でも無償化しますよ、何でもこれし

ますよ、あれしますよ、言い方はちょっと荒っぽくて申しわけございません。そうなってくると、えらい自主財源のお持ちの町ですねいうことで、ほかの中でなかなかやれなくなってまいります。だから和東町のまちづくりを進めているときには、いろいろな交付金をとってくるにしたかて、やはり府と国と協調しながら、朝からも申し上げましたように、内閣総理府のいわゆる再生計画の認定を受けて、そのまちづくりにかかったものをやっていく。そのために所管課、いろんな施策を打つときに、和東町は茶源郷実現というのはうたってるねと。これだったら頭に茶源郷をつけたらこの施策は補助金はもらえ指示されるやないかと、そういう意味で、子育てにしろ、茶源郷というのは頭についております。防災無線にも茶源郷とつけております。これは和東町の住民と約束した計画の方向に従ってやっていますよと、こういうことであります。

そういうことでありますので、簡単に「はい」というのはなかなかいきませんので、先ほどやないけども、必要なことは必要とし、担当課長の言葉をかりるならば、関係課とも十分協議しながら、その時代に合った、そういう施策にのるものを実現していきましょうというスタンスであると思います。だから、その点を、私どもも今、岡本議員が言われるように、「はい、やります」と言ったら点数の上がるものがたくさんありますが、そのときにはやっぱり国・府と一体に進めていかなきゃならんときもあります。

繰り返し申し上げますが、和東町はそのためにも総合計画の茶源郷というのを頭に飾ってやっております。和東町の施策には茶源郷と頭についているのはそういうことであるんだと思います。

先ほど、朝からはお茶だけの景色だと言われましたけども、そうではないというのは、そこでまちづくりという観点から、住民福祉について安心安全の防犯体制についても考えていると。そういう地域づくりの中でそれぞれのものを考えていかなきゃならんと、そういうことで、我々ここにおります者が、きょうここへ来ている者が創意工夫し、そして研鑽しながら、また近隣の市町村に学びながら、そして頑張ってまい

りたいと、このように思いますので、その点、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意義員。

○7 番（岡本正意君）

いわゆるそういったことをね、例えば不交付団体ではないからと言いますけども、ある意味、こういう積極的な取り組みをされているところというのは、基本的には本当に人口も減り、どうしようかと苦しんでいる中で、いわゆる本当にそれでも絞り出して、何とか前進したいとやっているところがほとんどだと思うんですよ。不交付団体だからやっているんじゃないくて、ある意味、先ほどそういうことをすれば、例えば国や府から「お金があるんですね」と言われるというね、お金がないから、新しい財源を今後生み出していくためにこういうことを、財源が大変な中でもやりくりしてやっていますということを私は言うべきことだと思うんですね、そういうことに対しては。大変失礼だと思うんですよ、実際に、そういうことをもし言われているのであればですよ、国や府からね。そういう財源あるんですねみたいなことを嫌みっぽく京都府や国が言うのであれば大変失礼な暴言だと思うんですよ。大変な中でどれだけ頑張っているんだと思うんだと。やはりもっとやっていかなければ、なかなか人口減少がとめられないんだと。だからこそ、一定無理をしてでもやるんだという、そういう町としての姿勢を私はぜひ見せていただきたいと思いますし、先ほど、いわゆる課長と矛盾してないと言われたけども、私はそういう点では固定的に考えずに、さらに前進していただくというふうに受け取って、今後も要望していきたいというふうに思います。

ちなみに、これは一言だけ言っておきますと、先ほど教育の無償化について線引きしたいと言われましたよね。いわゆる、公共益の中でこれが公か私かなんて線引きはありません。当たり前ですけども、全て公です。憲法でも義務教育はこれを無償とす

るとはつきり書いてあります。それ以上でもそれ以下でもありません。ですから、やはり基本的には、特に義務教育でいえばですね、無償化するのがある意味当たり前の話であって、それをぜひ自治体として先駆けてやっていただきたい。要望しておきたいと思います。

それでは、次に、介護、医療の問題について残り時間させていただきたいと思います。

まず、確認したいのはですね、先ほど要支援の高齢者の総合事業について説明をいただきました。いろいろ言われましたけども、私がまず確認したいのは、先ほど平成30年以降ですね、29年は基本的に前年の部分で補償していくというあれがある。それ以降は最善の努力をしたいと言われました。もちろんそれは当たり前の話です。その最善の努力をしても、本来ちゃんと維持すべきサービスが維持できないとか、最善の努力をしたけども、これまでよりも負担が上がりましたと、これではだめなんです。どうであっても、ちゃんと平成30年以降もこれまでのようなサービスを最低限確保します、負担も上げません、これが町の責任だと思うんですよ。それはちゃんと補償できますか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

答弁させていただきます。

現在、要支援1、2の方の対象にヘルパーサービス、またデイサービスということで答弁させていただきました。現在、所管課であります私の課で検討しておりますのは、本来これまでの訪問介護相当のサービスの提供、もう一つは、それを少し緩和した基準によるサービス。デイサービスにつきましても同じように現行の通所介護相当のサービス、それよりも少し緩和した基準のサービス、どちらにしましても介護事業者をお願いをしたいというふうに考えておるところでございます。

平成30年以降、介護保険料を上げずに現行のサービスを維持せよというお話でございますが、所管課としましては努力をしたいということしか答えられない現状でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

少し緩和したというのは何かよくわからないんですけどね。基本的にこれは国が要は要支援の1、2の方をある意味、財政の都合で勝手に線を引いてですよ、ここから介護給付できません、勝手に線を引いて、それで保険から外したんですよ。それによって、今、全国では大混乱なわけですよ。これほど勝手なことないですよ。

要はお金の問題ですよ、今、国が考えているのは。それによって今まで受けられていたサービスが受けられないかもしれない、後退するかもしれない、負担があるかもしれないということを現場では大変苦慮されているというのが今の現状なわけですよ。だから、撤回を求めたらどうですかと言っているんですよ、こんなひどいことね。

これは介護保険じゃなくなりますよ。保険料は払わせておいて、いざサービスを受けようと思ったら給付できません。これははっきり言ったら国家的な詐欺ですよ。こんなこと町長ね、人権云々とかよく言われますよね、あなた。人権守るとかね、これ人権侵害ですよ、はっきり言ったら。こんなこと町長、人権侵害だと言えないんだったらね、町長のいわゆる人権施策で一体何なのかと疑わざるを得ないです。これは今の話じゃないから言いませんけども、それぐらいのもんです、これは。

だからね、いろいろ言われたけども、介護保険料の問題、上げないでどうこうじゃなくて利用料の話をしているんです、私はね。今、1割負担でしょう。利用料の1割負担は維持できますかということを聞いているんですよ。

介護保険料を上げたらできますとかいう話じゃなくてね、今までの1割負担は確保

しながら、そして今までのサービスは最低限維持できますということをちゃんと守っていただきたいと言っているんですよ。そこは絶対後退しないですねということを確
認しているんです、どうであれ、何で対応されても構わないけども。それももう一回
どうですか。絶対それ約束できますか。約束してください。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、答弁させていただきます。

岡本議員のほうから、約束してくださいということでございますが、所管課の課長
としましては、努力をいたしますということでご理解をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、課長が答弁しましたので、そういったことは約束をできるというものではない
と思います。

岡本議員もごらんになってるとおり、今日、日本全体は大きく高齢社会に変わって
きています。若者の人口も減って、和束町の率も申し上げましたように、非常に社会
形態が変わってきております。そのときに岡本議員が言われる「町長は人権」という
話であります。生活の決め方を決めて、そしてこうあるべきやと、このほうがいか
かなものか。私はこれからは、高齢化すれば高齢者が生き生きとして取り組めるよう
な社会の実現に基礎を置かなければならないと思います。

今の日本の社会福祉制度は、ノルウェーや北欧３国ですか、北欧のほうですね、い
わゆる高負担高福祉ではありません。求めるときには高負担をせずして中負担中福祉
じゃなかろうか。中負担で高福祉は、これは難しいところがあります。国の根本的な
ところは、これは私は今、国のあり方を論じるという立場ではありませんので、少な

くとも中福祉中負担であろうというように思っております。

そういう中で、大きく高齢化社会が変わってまいりました。今までの介護施設でやっていけるかというところではいけませんので、先ほど第１、第２、第３と４、５が分かれてしまい、第１、第２、第３が違ってきた、こういう改正がされてきました。

先ほど課長も答弁しております。制度で外れたとか、今までやってきたところは制度が外れたから、だからできないと、こういうことやなしに、一定やっぱり努力しながら、緩和策ということの中で一定苦労しながら、やっぱりその人の立場に立って考えている。これこそ固定した観念ではなしに、その地域の実情に合わせて何とかしようという努力の中で、今、進めている過渡期の段階であります。

これは岡本議員が言われるように、介護保険だけではありません。国に話をしているなさいという簡単なものではありません。これは高福祉に求めるのか、高負担を求めるのかという前提に立ってしなきゃならない。これは医療改正も今その方向で来ております。全て社会の変更に合わせて、その制度が変わる今、過渡期にある。そういう中で和束町は何がいいのか、そしてどの方向にあるのか、そういうことを私は先ほどもうちょっと国の施策の動きを注視しながらやってまいりたいと、こういう観点に立っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

別に町長の答弁を求めてないですから、時間もったいないですわ。

今の日本の福祉を低負担で高福祉とかね、そんなこと今ありませんよ。それこそ高負担低福祉になっていますわ、今でも。本当にね、先ほどその人の立場に立ってと言われましたけども、今度の介護保険の改正はね、国がその人の立場に立ってますか。財政の都合で勝手に切っただけじゃないですか、これは。そういうことさえ心が痛まないというのは、本当に茶源郷どころじゃないですわ。何が理想郷ですか。大変底の

浅いというかね、理想郷だと思うんですよ。

もう時間も余りありませんから言いますけども、もう一回要望しておきますけどね、努力されているのはわかりますけども、最善を尽くしたからといって後退していいということじゃないんですよ、この問題というのは。本当に責任持ってやっていただきたいということを強く強く要望しておきたいというふうに思います。

最後に、後期高齢についてですけどね、もう時間がないですから、人間ドックについてだけ言いますけども、町長はちょっと国保と混同されていたかと思うんですよ、答弁が。そこからもう離れていただきたいんですけどね、そもそも国保と後期高齢と別の医療保険ですから、後期の話をしているんですね。

人間ドックについても、国保が5割だからといって後期も5割ですなんていうことは全然根拠がないわけですよ。実際どの程度負担が違うのかといたら、これびっくりしましたけどね、南山城村のほうはいわゆる2割負担なんですよ。ちょっと「れんけい」に載っていたやつを見てたら、日帰りで男性の場合、和束は2万520円かかります。村は8,200円です。脳ドックもやっておられるんですよ、村では。これは木津川市もやっておられるんです。木津川市は人間ドックは1万3,000円で、脳ドック9,000円、併用で2万2,000円というふうになっていますし、これを国保に置きかえたときでもね、これは国保も同じなんです。これだけ差があるんですよ、5割負担ということはね。何でこんな違うのかといたら、5割負担だからなんですよ。

きょうは国保じゃありませんから、後期の話をしていますので言いますとね、やはりこんなことを後期医療を国保と並べて、もう後期もそれでええやんということではなくて、後期は後期で違うものがあるんですから、せめて私は3割言うてますよね。それでも村よりも負担は重い。だから、3割で失敗したなとちょっと思ったんですけどね、だけど本当にせめて3割負担ぐらいにして負担を減らすべきだと思うんですよ。これは余りにもひど過ぎますわ。

それと、脳ドック、1泊ドックも、やはり後期高齢者でも補助の対象にするということをお私はすべきだと思うんですけども、それは担当課はどうですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

残り時間1分30秒です。

○町長（堀 忠雄君）

国保会計と後期高齢者が分かれています、人間ドックの制度は国保に準じておりますので、和東町5割。この場合に、私、答弁させていただきましたのは、この3割であったのが5割になったときの背景というのは、国保運協の中で議論された経緯があります。その経緯の内容等については、今、申し上げる時間はありません。そういう内容等を十分吟味しながら改善すべきところから改善していかなきゃならないというのが、先ほどの私の答弁であります。

だから、そういう意味において、今、ご質問ありましたように、非常に重要なことだと思っておりますので、これも柔軟に、いわゆる固定化した考えではありませんが、前のときの運協なりの考え方が残っているものですから、そこをきちっと整理した中で次の改善策を考えていくべきだと、このように思っております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それはぜひとも早くやっていただきたいと思うんですね。

最後に言いますけども、とにかく茶源郷というように言われるのであれば、高齢者医療についても、子育てについてもですね、やはり今、言ったことではだめだと思いますので、言葉を実行していただきたいということを要求いたしまして、終わりたいと思います。

○議長（畑 武志君）

岡本正議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後２時１０分まで休憩いたします。

休憩（午後２時００分～午後２時１０分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

続きまして、岡田泰正議員。

○６番（岡田泰正君）

それでは、通告書に沿って一般質問を行います。

まず、全国の地域公共交通はどのような状況なのかをひも解いてみたいと思います。

地方の地域公共交通の位置づけが相対的に低下しており、平成２５年時点乗り合いバスによる輸送人員は平成２年に比べ３５％減り、輸送人員の減少にはとどめのかからない状況下にある。この結果、交通事業者の不採算路線からの撤退により、特に「住民の足を守る」という重要な行政の住民サービス水準が大幅に低下している。そして、全国で一般路線バスの７割以上の事業者の経営収支が赤字となっているのが現状であり、もはや個々の経営努力のみではサービス維持・改善は望めなくなっているのが状況であります。

それでは、和束の我が町はどのように対処し、今後に向けて「住民の足を守る」「地域住民の足を守る」という大きな課題に取り組んでいかなければならないのか。

よくよく考えてみると、このような状況下になることは、少なくとも２０年前くらいから少子高齢化社会になるであろうことは十分に予見、推計されながら、足元に火の手が迫るまで国も地方もほっかむりを決め込んでいたにほかならないのではないかと。いざ、現実味が帯びてきた平成１９年に重い腰を上げ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域公共交通活性化再生法）が制定され地域公共交通の取り組みを始めた。そして、平成２５年に交通政策基本法による「日常生活に必要不可欠な交通手段の確保」、「まちづくりの観点からの交通施策の推進」、「関係者相互の連携の

促進」を具体化するため、平成２６年１１月に地域公共交通活性化再生法の一部改正を見たが、この時点で町の交通インフラは既に地に落ち、再生不能といったところまでになっている状態であります。

このようなさんざんな状況下であるが、「私たちの足は私たちで守る以外にない」との強い信念を心に刻まなければならない。我が町で府道からバスが走る姿が消えたときの寂しさを考えてみよう。消えてなくなってから嘆くのはばかげている。公共交通のインフラは行政が最低保障しなければならない。バスは町の血液となり、町の中をいつまでも走り続けてほしいと願っております。

地域創生に躍起になっている今、人や経済を招き入れることが地域活性化の基本であるなら、その重要なツールが地域公共交通であるはずである。また、今後急激に進む人口減少により地域公共交通の環境は厳しくなる一方、今後急速に高齢化に伴う多くの町民の移動手段としてのバスの重要性は増していくと思います。高校生の通学定期券の補助はいい。高齢者の補助制度はどうかなという感じで、かつて一律運賃制度を導入したが、乗客数はふえなかった。

和束町は田舎であり、公共の交通網が整備できる環境ではない。バス利用より軽トラック、軽自動車で、この方が早くて便利であり、荷物も積める。少しの広場があれば駐車も、多少の傷も気にならない。農作業に利用もできて、１台あれば移動に事欠かない地域性がある。こうした地域性が都市部と比べ公共交通への依存度が非常に低い意識にあると思います。

運賃が安いからという理由では乗客はふえないということはずけずけます。とはいえ、いずれ運転免許を自主返納する身となれば、移動手段としてのバスはなくてはならない。廃線というシナリオだけは絶対に選択してはいけない。むしろ声高らかに存続のアピールを町民に向けて強く発していかねばならないと思います。

交流人口２５万人の大きな目標を掲げ、活性化にまさに取り組んでいる。この入口にバスがあり、運賃が１，０００円未満でも我が町に足を運んでくれれば、食事代、

土産物代、宿泊ともなれば合計数万円もの経済効果が見込まれる。運賃の合計のみで地域公共交通を評価すべきではないと考えております。町へ来る人の入口と出口にバス（地方の公共交通）があるということを忘れてはならないと思います。

このように公共交通が町全体の施設の中でほかとの政策課題とのシナジー効果が発揮できるか、できているか。地域課題の目標、目的に沿って考えることも重要なことだと考えます。

町の予算の中で2,600万円前後の補助金負担は大変大きく、少なくなる要素は考えられませんが、地域は地域で守る協働の知恵を出し合い、バス利用をしている人、今現在利用していない人も、未来にバスを存続させていくための担保として、例えば区単位で、もしくは個人単位で出資をして、町、バス業者、町民がバスの存続にかかわり三位一体となって痛みを共有する。こういった政策を協働して検討することも考えてもいい時期に来ているのではないかと提案をいたします。

後期基本計画でその中に、「通勤、通学、通院、買い物等日常生活で欠かせない地域交通システムが、充実したまちを目指します。」と記しているように、まさしく常に地域課題に対応する柔軟性を持って取り組んでいただきたいと切望いたします。

次に、二つ目に通告しております地域のかかりつけ医について質問いたします。

耳なれない言葉ですが、4月から実際に始まります。今後、医療の受診体制が大きく変わることになります。そして、この制度が定着するまでには一筋縄ではいかないと考えております。

「かかりつけ医」とは病気になったとき真っ先に相談できる地域のお医者さんのことです。まず、かかりつけ医に診察してもらい、詳しい検査や高度な治療（主に大病院）が必要と診断された場合には、必要な情報を添えて紹介状を書いてもらい受診をする仕組みです。今年の4月から医療の仕組みがこのように変わります。つまり、厚生労働省は4月からの診療報酬改定を告示しました。2016年3月4日付のことです。

そこで、今回の診療報酬の改定のポイントとはいかがなものなのかとお尋ねいたします。

患者側から見ると、自分に合ったかかりつけ医とは、その探し方がわからないとの声に診療所は相談相手になれるのか、さらに、本町では、幅広い病気を診ることができなのか、また、大病院との役割分担の機能に応えられるのか、1人の患者を継続的にみる「かかりつけ薬剤師」の登用はどうなのか、患者の視点に立ってどのようなかかりつけ医の役割が期待されるのか、その機能を発揮するためにサポート体制を含め何が必要か、町内の医療連携が適切に行われるよう、かかりつけ医のあり方について検討していくことが大変必要なことだと思います。

このほかにも異種多様な問題を抱えていかなければ成らないと考えております。指摘したほか、今回の改正で新たに浮上した診療所の問題点と役割にいかに対応すべきか答弁をいただきたいと思います。

また、かかりつけ医を持つことでのメリットは何かについてもお答えいただきたい。

今回の改正のもう一つの狙いは、入院患者をなるべく早く退院させることにある。在宅を中心に、住みなれた地域で必要な医療を受けて暮らすことの体制づくりを急いでいるように。

特に重要になってくるのは、退院後の地域のケアであると認識しております。訪問介護や訪問介護サービスが確立していなければ安定した生活を送ることはできません。在宅治療、在宅介護により一層充実した地域包括ケアシステムの構築が望まれるが、町内での地域包括ケアシステムにより、住まい、医療、介護、生活支援、介護予防のきめ細かなサービスは受けられるのか、お伺いをいたします。

以上でございます。

再質問については自席より行います。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡田議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、一つ目でございますが、路線バスを絶やさないとの強いメッセージを発信せよと、こういう大きなタイトルでございます。この大きなタイトルのところでは、もう少し説明しないと、絶やさないというメッセージを発信しますと、ひとりでなかったもいつまでも走ってんねなど、これでは困りますので、これはやっぱり利用ができてない、不要になってくるとなくなるから、なくさないようにみんなも協力して考えていこうと。

今、岡田議員が最後に三位一体で考えることが大事やというところへつなげていかないと、絶やさないということを発信してしまったら、そんなもんせんかてずっと走ってんねやから、考える必要なくなるん違うかなと、まず一つ感じたことですから、まずはやはりこれはいつなくなるということはあるわけですから、制度ですから、だから、この制度を守ろうという意識改革、みんなで守る体制をつくり上げるというのは、私はまず大事だろうというようには思っております。

そういう中で、言われたように、確かに入口と出口の問題があります。今はまず出口のほうを優先されていくのにどうやとか、こうやという話がありますが、そういう中で利用はなかなか高まってきません。ちょっと話が前後して恐縮ですけども、やっぱり今も言いました、和東町のまちづくりの計画は交流人口をうたってます、そして観光というのも町の活性化に大いに役立てていこうやないかということで、和東ならではの観光対策にも取り組んでいただいていますし、住民の皆さんも一生懸命に今、頑張っておられる。それを応援する。それと、このバスと絡んでくると非常にいいのかなということは思います。

そういうことから、今、見ていただいたらわかりますように、ほかからも見てわかりますように、和東町の入ってもらった主なバス停の中には、茶茶ちゃんマークのバ

ス停を入れてですね、これからはいわゆる景観の指定されている場所を入れたバス停とか、そういう拠点的なところですね、そういうところについてはもう少し観光要素と加味したバス停をつくろうやないかということで、今、スタートいたしております。

前座の茶茶ちゃんマークはその準拠点みたいなところに今、バス停ができ上がっているというように思います。この方向は、今、言われたように、入口のところはもっと積極的に入れていこうねと、こういう形であろうというように思っておりますので、そういうことは私どもも大事だということで受けとめながら進めているところであります。

そして、やっぱり一番大事なのは、また、もとに戻るんですが、この問題はなくなるというところで、どういう実態でこれが運営されているかというのと、やっぱり国の補助なり、そして町の単費とか、そういうもんが多く要ってますよ。今、予算では2,000万円余りかかってまいりますよと、これが実態であります。

その制度は何かといったら、平均乗車密度というのが国の基準にありまして、5人以上乗ってないと対象にならんとか、そういう基準があります。それになるべく該当し得るような路線を住民の皆さんにも守ろうという観点からご協力いただけたらありがたいのと、こういうことも私ども町としてもアピールしていかないとなかなかわかってもらえないところもあるのかという反省をしています。

しかし、今、三位一体の利用者、住民と行政、それから交通機関、三位一体というように申されました。もう既に和束町は交通協議会のようなものを住民の皆さん、また学校関係の皆さん、今、開催は1年に一回ですけども、そういう組織を持っておりますし、またこの路線の運営については、公共交通でこれに乗せていこうとすれば、今、言うように、会社とか京都府の皆さんにも入ってもらったり、行政も和束町だけやなしに府も入ってもらおうと、そういう機関で実は組織をつくっております。そこでいろいろとご検討はいただいているわけであります。

しかし、そういう流れよりも厳しいのは、だんだん人口が減ってきたり、乗る利用

者が少なくなってきたりとか、そういう面がある。これが非常に厳しくなっております。

お尋ねの中では、軽トラックとか自分とこの乗用車、その辺の普及が非常に多い。このごろ高校の子供にしても送り迎え、自分とこの子だけ送ってもらうのやったええけど、隣の人まで送っていくと、こんな状況に今なってきていますので、非常に親しめるというところにはなかなかないから、これをどうしていこうかということを考えていくことが必要だと思っておりますし、柔軟にどうしたら利用価値が深められるかなということも今後努めてまいりたいと、このように思っております。

また、詳しいことに、年間予想人員の数値とか路線維持のための財政負担軽減戦略とか並びに独居高齢者世帯数等について、これはまた担当課長からこれに絡んでの答弁をさせていただきたいと、このように思います。

次に、二つ目であるわけなんですけど、かかりつけ医の制度で、これは質問の中で詳しく説明いただいたわけなんですけども、いわゆるかかりつけ医は今まではなかった。ここでいいますと、山城病院へぱっと行けば診てもらえた。しかし、これでは急性期病院としての役割がまず一つ果たせない。やっぱり急性期病院が必要だねということで、山城の改革プランの中で3期に分けてやりましたが、急性期病院の3期目がかかりつけ医を確立しようということでもあります。これをしようと思ったら、いわゆる紹介率とか逆紹介率を高めていかないとなかなか難しい問題があります。だから、逆紹介率もさせてもらいますが、紹介率を上げようと思えば、かかりつけ医を通さずして初診を受けてもらいますと、今まででしたら400円ぐらいで受けておったんですけども、それでは紹介率がなかなか進まない。だから、いわゆる2,000円余り、そこへ消費税ぐらいですね、余りしていこうというのは今、山城病院であります。だから、持ってきてもらえたらそれは要らないと、こうなるわけなんですけど、いわゆるこれって、今まではやっぱり急性期病院ですから、そういうものに特化した医療体制の充実を考えないと、ちょっと風邪ひいたで窓口がいっぱいになってしまったら、急

性期病院というのは果たせない。

それが1点と、もう一つは、かかりつけ医もあれば急性期病院もあるわ、あっちこっちやったら薬とかそんなもんいっぱいあっちでもらい、こっちでもらい、一貫性できてない。それよりもまた来てもらったかて、一々、患者に、あんたどこ痛いんですか、どうですか、どうですかと聞かなきゃならん。それやったら、かかりつけ医は日ごろ診ておいてもらって、紹介あって、そして診てもらったら非常にスムーズに行く。これやったらもう薬だけでいいんだったら、その薬がかかりつけ医でもらえるわけですから、もう常にそことつながっていくと。急性期は近くは山城病院医療センター、そことかかりつけ医はつながっていると。だから、これは相楽郡の医師会もこの方向に賛成ですし、この方向を指示されています。

当然、改革プランの中には医師会も入ってもらっていますので、だから、今、それができ上がってやっていこうと。

ただ、東部のように、かかりつけ医は大事やでいうたかて、和東町にはかかりつけ医は歯医者入れて3つ、南山城は一つや、笠置は一つや、これやめてしもたらどうなんねやと、こういう問題が起こる。この辺が先ほど山城病院の議会報告がありましたね。いわゆる東部のことを考えていくべきやないかと。そして、東部支援というのを入ってもらっているんですね、この第3期の改革プランに。それを受けて、私、手を挙げたのが、朝ちょっとご挨拶で申し上げました、山城病院の院長、副委員長クラスが和東町の診療所へ来てもらう。そして、診てもらう。必要やったら山城病院へすぐ行ってしまう。場合によっては、山城病院の出張所みたいですね。そして、連携を一体にしていく。そして、やることのサービスというのは大事になってくるであろうというモデルケースで和東町は今、受けて、4月からスタートしようというのはそういうことであります。

だから、むしろこれからのかかりつけ医というのは、非常に私は大事ではなかろうかなと、このように思っています。

これは先ほど関連して、私、医療もこういう方向にあるという改正の方向で申し上げましたように、非常に今、保険とかの中で、薬とかそういうのが重なったり、いろんな面において、いろいろ診てもらうのも重なったり、3医療機関重なったりとか、そういうことによって医療費が非常に高くなっている面もあるんじゃないかなろうかと。それやったらもう少しスムーズにきちっと急性期まで行くより、また戻ってくるように、こういうことは私は大事だろうと思います。

この辺の役割というのは、今、申されましたように非常に大きいと思います。かかりつけ医のメリットというのは、私はそういうことでありますし、退職後もゆっくりとケアしていくと。

それと、専門家がなければわからないというのは、専門家がわからなかったら、すぐ紹介状を書いてもらって、次、行きますのでね、長いことそこは抱えておりませんので、すぐその担当医が、これはここでいけますという自分の自信のある医療はそこにとどまりますけど、もうこれはあかんとなったら、即、紹介状になります。

そういうことで、この辺のところはそういうことだろうと思いますし、診療所の問題点というように今、言われましたけど、これはやっぱり医者の確保をしていくことが大事だと。

それと、これからは医者の確保と、そしてやっぱり薬剤師のそれなりの確保とか、体制を整えていく。そういう医療体制じゃないと、逆紹介というのがありますので、逆紹介に受け入れられるような体制を整えていくと、こういうことであろうというように思っております。

それとあわせてありましたように、こういうことを含めて進んでいかなきゃならんのは、総合的な考え方、医療体制の充実ということでとどめてしまうんやなしに、朝からもありましたように、これからは医療体制も介護体制も全て健康相談業務を含めてですね、在宅介護もあるわけですから、そこで今、国が大きく叫ばれて進んできているのは、地域包括支援センターであるわけです。この和束町でも、地域支援包括セ

ンターというのが一つの大きな役割の中に、医療機関、介護施設、全て相談業務、それにまとまる体制の充実こそ今後の方向の大きな課題であろうと、このように思っておりますので、ご理解のところよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、私からは、岡田泰正議員の通告書によりますご質問のうち路線バスの年間輸送人員の状況とひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の数値についてお答えいたします。

奈良交通バス和東木津線につきましては、平成14年10月から、JRバス路線を引き継いで運行していただき、現在に至っております。

この間の年間輸送人員につきましては、初年度の平成15年度は20万988人、前便を加茂駅どめとした平成23年度では14万7,401人、今年度平成27年度においては10万8,532人となっております。なお、この数値につきましては、前年の10月から当年9月までの12カ月の輸送人員でございます。平成15年度につきましては、木津駅までの利用者も含んでおるところでございますので、ご了承くださいたいと思います。

今年度はピーク時であります平成15年度に比べまして、この12年間で9万2,465人の利用者の減少、減少率としては46%ということとなっております。人口減少、少子高齢化の進行に伴い年々減少しているのが現状でございます。

次に、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯についてでございますが、平成27年10月現在におきますひとり暮らし高齢者世帯は179世帯、高齢者世帯につきましては260世帯となっております。なお、この数値につきましては、民生児童委員さんが把握しておられる実態としての数値でございます。

以上、岡田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

草水地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

それでは、私のほうから、4番目のバス運行の経営と路線維持のため財政負担の軽減の戦略につきましてご説明申し上げます。

まず、路線バスの運行維持に関する財源でございますが、利用に係るバス料金、国・府補助金、そして赤字分を町が負担しております。

国・府補助金につきましては、先ほど町長のほうからご説明させていただきましたが、平均乗車密度が5人未満の場合、補助対象外となります。平成27年度の平均乗車密度が3.3人で、12.9便のうち8便が補助対象、残り4.9便が補助対象外となります。さらに、国・府の補助対象費用は、実車走行キロの20分の9が上限となっております。よって、経常収益が経常費用の55%以上である必要があり、達しない部分が町の負担となってしまいます。

平成27年度の平均乗車密度が3.3人、平成26年度と比較すると乗車密度が0.5人減少していることにより、国・府の補助金が減額され、また人口減少の影響を受け、利用人数が減少しているため収益が上がらず、町負担が増加している状況でございます。財政負担軽減のため、路線バスの利用を広報等によりPRするとともに、茶源郷まつり等イベント時における利用促進、また、観光振興と連携したバス利用を促進したいと考えています。

また、京都府内で毎年11月の土曜日、日曜日、祝日は、大人1人につき同伴の小学生以下2人までバス料金を無料とするバスエコファミリーの取り組みが実施されておりますので、今年度も取り組みが決定され次第周知したいと考えています。

加えまして、平均乗車密度5人が補助対象とされていますが、全国的に見ても人口

減少が進む中、過疎地域の状況に応じた補助金の見直しを国・府へ働きかけたいと考えています。町にとって唯一の公共交通機関としてその役割は大きく、路線バスの維持については、過疎計画にも重要な位置づけをしております。利用促進を図ることはもとより、当面は財政負担を軽減するため、7割が交付税算入される過疎対策事業債を活用していきたいと考えています。住民生活にとってかけがえのない公共交通機関を維持してまいりたいと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、岡田泰正議員の一般質問のうち大きな2番、地域のかかりつけ医としての診療所のあり方は、①保険医療の診療報酬が4月よりどのように変わるかについて答弁させていただきます。

平成28年4月より改正されることとなりました大きな枠組みでございますが、岡田議員からも説明いただきましたように、医療、介護、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの確立に向け、患者の状態と看護体制に応じた病床機能の再編を進めるとともに、在宅医療、在宅看護を充実させるよう改定されております。

特に、近い将来急増が見込まれます認知症高齢者患者の服薬管理を含む包括的な管理を主治医が担うこととした認知症地域包括診療料の創設、未就学児への継続的な診療、予防接種・健診の把握・相談などに常時対応する小児かかりつけ診察料の新設、薬剤師と処方医が連携し、一元的、継続的な薬学管理を行うかかりつけ医薬剤師医薬局の新設など、患者に身近な中小病院、診療所での診療報酬加算が盛り込まれております。そのため、かかりつけ機能の拡大・充実を目指す方向となっております。

国はこれまでも地域全体で質の高い効率的な医療を実現することを目的として、一つの病院が日常の診療から高度・専門的な診療まで全てを担うのではなく、それぞれ

の医療機関がその機能の見合った役割を担うという医療機関の機能分化を推進していくため、200床以上のベッド数の病院を対象に紹介状を持たずに受診する場合には、健康保険の自己負担金とは別に初診時選定療養費の負担を求めることが認められておりました。今回、かかりつけ機能の拡大に合わせて、さらに、より効率的、効果的な医療体制を確立するため、紹介状なしで受診した場合の定額負担を導入することが義務づけられました。

この制度は、特定機能病院や500床以上のベッド数を持つ全国約200病院が対象とされ、病院ごとに定められている保険外適用となって徴収される初診時選定療養費に加え、大病院受診時定額負担として最低初診で5,000円、再診で2,500円の徴収が義務化され、かかりつけ医と大病院間の紹介、逆紹介率を高めるとともに、外来医療の機能分化を推進するための改正があわせて行われました。

かかりつけ医の紹介状を持って大病院を受診された場合は、この大病院受診時定額負担金は加算されませんので、まずはかかりつけ医を受診することを徹底していこうという考え方を国が示したということと理解しているところであります。

また、今回の診療報酬改定では、あわせてマイナス1.8%相当の薬価算定基準等の改定が実施されることとなりました。今回の診療報酬改定及び200床以上の病院の料金改定の状況から、ふだんの診療や薬はかかりつけの診療所や病院を利用し、地域中核病院や大病院の受診が必要な場合は、かかりつけ医の紹介によって受診していただくことが医療自己負担金の軽減となります。

在宅医療、在宅介護、日常的な診療や健康管理等を行ってくれる地域のかかりつけ医は非常に重要な役割を担っていくものと考えております。

以上、岡田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

久保国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

それでは、岡田泰正議員の一般質問にお答えします。

私のほうからは、２．地域のかかりつけ医としての診療所のあり方の中の３番目のかかりつけ医を持つことのメリットとは、そして、４番目の、より包括システム在宅医療の充実を図らなければならない、きめ細やかなサービスを受けられるかについて答弁をさせていただきます。

かかりつけ医とは、岡田議員も述べられましたように、患者さんやご家族の日常的な診療、また健康管理をしてくれる、地域に身近で気軽に相談できるお医者さんのこととであります。

かかりつけ医を持つメリットでございますけども、一つ目としては、１人の医師に継続的にかかることで、患者さん自身の病歴や体質、そして生活習慣などを踏まえた診察を受けることができます。そして、２番目として、家族を含めて、食事や運動など日常の健康管理のアドバイスをしてもらうことができます。そして、３番目として、必要に応じて、また緊急の場合など適切な専門員、あるいは病院を紹介してもらうことができ、かかりつけ医の診療情報提供書、いわゆる紹介状を持って受診すると、検査、投薬などを重複せずにスムーズに診察を受けることができます。

また、経済的にもメリットがございます。大病院を受診した場合、紹介状がないと診察料は別に本年４月から初診５，０００円、または再診２，５００円の特別料金が義務化され、請求されるからです。

そして、病院で専門的な検査、あるいは治療が終わった後、病状が安定すれば、かかりつけ医のほうで日々の健康管理、継続的な治療を行い、かかりつけ医を起点とした医療提携によって患者さんに最適な医療を受けていただくことができます。

次に、４の包括システム、在宅療法の充実を図らなければならない。きめ細やかにサービスを受けられるかについてですけども、地域の包括ケアシステムの実現には大きく分けて五つの視点に立っての取り組みが必要だと思います。

医療、介護、予防、生活支援、住居であり、利用者のニーズに応じた適切なサービスが提供されます。そして、このことは継続的に必要で、例えば在宅療養で体調を崩したときなど、入院、退院、在宅復帰を通して切れ目のないサービス提供を行うことです。こういった中、充実したサービスを提供するためにもかかりつけ医の存在が重要であり、施設間の情報の提供と共有が必要となります。

在宅医療では、かかりつけ医は主治医となって定期的な訪問診療を行い、必要に応じ、投薬や在宅酸素療法などの治療、また訪問看護やリハビリテーションなどの介護保険に利用できるサービスの指示を行い、必要な在宅療法として提供することとなります。また、かかりつけ医は、患者本人の心身の状況等によって主治医意見書を作成し、包括ケアシステムの中で、介護サービスを利用するための要介護・要支援認定の流れの中でもとても大切な役割であり、診療所においてもこれからの業務を適切に行い、在宅療法の提供を充実したいと考えております。

以上で、岡田泰正議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

それぞれの理事者の皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、改めまして再質問をさせていただきたいと思います。

抽象的なことはご答弁の中でいろいろいただきましたので、現実的な形のほうから入っていきたいと思っておるんですけども、まず、運賃の件なんですけれど、小杉から加茂駅までが 770 円です。これは適性な運賃かどうかということはわからないわけなんですけども、この運賃の 770 円はいつ決められたものなのか、ちょっとチェックを入れておきたいと思っておるんですけども、その点について、適性な金額と認識されているのか、また今後、運賃の改正について考えておられることがあるのかどうか、その点についてまずご答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

運賃の現行運賃、加茂から小杉で770円という運賃現行適用の年月日でございますけれども、今、把握できておらないというのが現状でございます。

ただ、この金額の設定につきましては、一定の国の認可という形になるわけございまして、一定、その条件等を勘案した中で適性な運賃という形で設定されておるところでございます。

当然、不採算路線ということでもございますけれども、一定、住民の利便を図るという形で、そこら辺も考慮した形の運賃設定になっておるといように認識しておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

これを質問させていただきましたのは、後期計画の中でなぜバスの利用者が少ないのかということの中で、やはり運賃が高いからだなということの一つが出ておりましたので、だからそれについて、やはりこれは高いのかなと認識されておられると思って質問させていただいたわけなんですけれども、余り認識されているようなことは無いということでご理解させていただいていいと思うんですけども、だから、今後、後期計画に向けてどれぐらいの金額が妥当だと考えておられるのか、もう一度お願いします。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

先ほどの運賃の設定につきましては、一定ルールというか、距離数に応じて設定していくというところでございます。

過去に実証実験ということで、上限３００円という形で実証実験を実施させていただいたという経緯もございます。その実証の結果を踏まえた形で、実証実験のみに終わってしまったというところではございますけれども、今後、こういった形で戦略等を進めていくに当たりましては、町独自の施策という形での運賃補助という形でしか対応していけないかなというようには考えておるところでございます。

ただ、実証実験にもありましたように、低額な負担という形になりましても、新たな利用者が少ないということも検証ではっきりしておるところではございますが、より住民の方の利便性を高めるということも重要なことだと思っておるところでございます。

また、町長の答弁にもありましたように、絶対数が減少しておる現状を踏まえまして、やはり交流人口ということで、外からこちらへ入っていただくのに路線バスを利用していただくと。そういう方針を今後重点的に進めてまいらなければならないというように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

運賃についてはこれぐらいにさせていただきたいと思うんですけども、また、これに対する高い安い云々じゃなくて、また、これに対してどの程度また今度は高いところであれば補助金を出していくかということの議論も発展させていただければと思っております。

次にですね、先ほど総務課長さんのほうから、赤字の毎年の累積額、補填額という

ものを発表いただいたわけなんですけれども、これは一つの奈良交通の路線、66系統ということで、和束山の家経由、和束町小杉という形で加茂のほうに用意されているわけですが、先ほど町長がおっしゃっていたのは、茶茶ちゃんの看板マークが走ってまいりますと、美加の原の手前の駅ですね。美加の原大橋の手前の橋、奥畑口ですか、そこが一応最終の和束のバス停になっているんですけれども、それから木津川市のエリアに入りまして、加茂駅まで五つの駅があるんですけどね、それで、全線で補助対象になっているのか、和束は和束だけのところで区切って、先ほどおっしゃった人口密度5人という設定になっているのか、その辺ちょっと僕わからないんですけれども、その点についてご答弁いただければと思います。

○議長（畑 武志君）

草水地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問ですが、和束町全体の路線の中での5人の乗車密度ですので、区切ったところの密度ではございません。全体通した平均をした5人以上の人数が必要であるということでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

これでちょっと細くなるんですけども、見えるかというような形の中でちょっと考えてみたいと思うんですけども、時間的に1時間に大体1本ぐらいの時間があるんですけども、その中で一番乗客密度の濃い時間帯はいつごろなのか、あるいは駅ごとに乗客密度が常に達成されている区間というものがどれぐらいあるのかということで、その点について分析がございましたらご答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

各便によります乗車密度でございますけれども、まず、小杉から加茂駅の便でございます。これは学校開校日5日間平均というところで、一定の資料を持ち合わせておるというところでございます。

やはりこの中で、始発が6時20分、その次の便が6時57分、7時27分、この3便につきましては、やはり通学という形で一定の乗車密度があるということでございます。

その中間でございますけれども、いわゆる9時から3時までの間のこの便につきましては、やはり利用者が少ないという現状でございます。

また、3時から4時の便につきましては、一定の学校等の利用の便があるということで利用率が上がっておるということとなっておるところでございます。これが学校開校日におきます小杉発加茂行きの現状でございます。

それと、逆ですけれども、加茂から小杉行きにつきましては、始発2便目の加茂が7時50分発でございますけれども、この便については、通学等で一定の利用者があるということとなっております。

その後、4時の便と5時の便につきましては利用者が多いということになっております。その他の便については一定利用者が少ないという現状となっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

先ほど来、交流人口が大切だねと。和東においては、そういうところに力点を置いてこれから行政も取り組んでいくんだというようなご答弁が先ほどございましたけれ

ども、これで私、バスの時刻表をちょっと確認させていただいたんですけれど、小杉から加茂へ行くまではＪＲとの接続時間数分、１０分、そういう前後で奈良行きなりに応じ、天王寺、大阪ですね、そういう方面はあるんですけれど、逆に、大阪方面から加茂駅へ来て、加茂でバスの接続ですね、これについては非常に問題があると思います。

大阪から加茂駅の下車、バスの接続時間で列車が着いてバスが発車するのに同時刻に設定されているのは１回、そして電車が入ってくる１分前にバスが出るのが７回、列車が入ってきて２分前にバスが出ているのが１回、そのためにやはり乗客の方は２、３０分、ひいては１時間前後の時間を待たざるを得ない。これ非常に不便なわけなんですね。不便というよりも利用できないようなシステムになっている。極めつけはですね、最終のバスが２１時１８分、出るんですけれど、バスが１分先に出ちゃうんですよね。最終便は加茂で勤めておられる方は乗れるんですけど、大阪方面から奈良方面で通学通勤されている方については乗れない。最終に乗れない。どうするんですかね、これ。空っぽで走る状態なんですよ、これが今のダイヤなんですよ奈良交通さんの。

この奈良交通さんのダイヤは２７年３月１４日にダイヤ改正をされているんです。そしてね、ＪＲは２７年１０月３１日にダイヤ改正をされている。そして、今月の２６日にＪＲはダイヤ改正をする予定だとおっしゃっております。こういうような形でいくと、奈良交通さんはどのように考えておられるか、それは向こうの運行状況でわからないわけなんですけれど、和東町として、やはりこれぐらい誘客人口とか、あるいは顧客を受け入れるために宿泊施設をつくろうねとか、いろんな施策を打っていることに非常にマイナス面が多いですね。来てもらえないようなシステムになっているわけですね。これについて行政はどのような絡みを持って対応されているのか、その点についてご答弁いただきたいです。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今、岡田議員からご指摘がございました帰りのバスとＪＲとの接続の関係でございます。当然、ＪＲとの接続を勘案した形でダイヤの設定をしていただいております。ところでございますけれども、今ご指摘のとおり、本当に１分前に出るとか、そういった形の時刻になっておるというのもあるところでございます。

ただ、加茂駅に到着する電車につきましては、１５分間隔ぐらいで着くということとなっております。そういった形で全ての便とうまく接続できるかという形は非常に難しいということで、一定、このダイヤの設定ということになっております。

最終便でございますけれども、私も最終便のバスに乗ったことがございます。そのときは若干埋まっておったんですけど、そう長い時間帯の待ち時間ではなかったというように認識しております。結構、最終便でも利用者の方がおられたということを記憶しておるところでございます。最終２１時につきましては、一定のダイヤ改正でふやしたというところでもございます。そういった結果ということとなっておりまして、さまざまな形で、今後またダイヤ改正等につきましては、今回のご指摘等も踏まえた形でよりよいダイヤ設定ができるように、こちらのほうからも働きかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

６番、岡田泰正議員。

○６番（岡田泰正君）

今、申し上げましたように、この接続についてはお客さんの足を確保する、また汽車が加茂駅においたらバスが待っていると。そして、５分ぐらいは余裕があるよねというような形の中で、やはり業者なり今後ダイヤ改正があるたびにチェックを入れて

いただいて、住民の足というもの、また和東町へ来られる方の安心というんですかね、足を確保するというふうなことにチェックを入れて、今後確認のほうをお願いしておきたいと思っております。

よろしく願いしたいと思います。

それでは、かかりつけ医のことについてちょっとお時間をいただきたいと思っております。

「かかりつけ医」「かかりつけ医」で逆紹介もあるよねということなんですけれど、私みたいに元気な者がね、今までお医者さんに余りご厄介になってないわけなんですけれど、そういう人たちはかかりつけ医を持てと。そして、元気やのに急にお腹が痛くなった、頭が痛くなったというようなときがありますね。そういったときに頭が痛いんやったら専門医のほうに行きたい。けがしたら外科の専門医へ行きたい。やはり自分が行きたい病院があるんだけど、先ほど町長がおっしゃったように、内科の先生しかいない。果たしてこれで住民の不安というものが解消できるのかなと。その点については診療所のほうの先生方で対応できるとお考えになっているのか、課長、お願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

久保国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

はい、お答えいたします。

急な患者さんが来られた場合とか、あるいは初診ですね、そういった患者さんのときにかかりつけ医という言葉が最近言われてますけども、患者さんの意志を継いで専門に行きたいという場合もございます。そういった場合は、一度先生に会っても紹介状を書くとか、大きな病院だけではなく開業医の専門の先生の方もおられます。そういった患者さんにもまた紹介を書くということになっておりますので、まず、ここでしたら診療所ですけども、そういったところに来られたらそういう方法をとっております。

ます。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

それからですね、かかりつけ医の役割ということについて、和束町過疎地域自立促進市町村計画概要というところの地域医療というところに、休日、夜間の診療体制を含めた広域的な救急医療体制の整備を図るとともに、一層の保健・医療云々というところが書いておりますね。そこで、地域において実際に連携がされるために、かかりつけ医が患者の病状において適切な医療機関を紹介することを初め、常に患者を支える立場に立って役割を担うということであって、診療時間外、ここなんですよね。診療時間外においても、患者の病態に応じて、患者またはその家族と連絡がとれるようにすることが求められると。ましてや、土曜、日曜、休日の診療体制、これについてはどのように対応されますか。

○議長（畑 武志君）

久保国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

はい、お答えします。

現在、診療所の開設時間といいますか、土日は休診しております。そして、また夜間につきましても、夜間診療は平日の2日間になっております。そういった以外の診療につきましては、やはりこちらとしてもなかなか体制がつかれない状況にあります。

ただ、先ほどからのかかりつけ医の在宅に関しましては、これにつきましては、かかりつけ医が所をもって主治医となっておりますので、深夜に何か起これば、これは連絡がつく方法でございますけども、携帯電話を通じてその当事者と連絡がつくように緊急の場合にもしております。これにつきましては土日関係なく、在宅に関しては充実するような努力をしております。

ただ、一般の患者さんにつきましては休診外となっておりますので、その点はご了承くださいと思います。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

それがこちらの冊子にうたわれている休日、夜間の診療体制を含めた広域的な緊急医療体制の整備ということなんですか。それは答えにならないんじゃないですかね。やはり休日、夜間もドクターがおってですね、やはりいつ行っても診ていただけるという状態がかかりつけ医の役割であり、診療所の今後求められる第1次医療ではないのかと私は思うんですけど、今後そのような整備をしていただくというようなことについての考え方についてご回答をお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

残り時間は2分です。

○町長（堀 忠雄君）

結論から言いまして、救急業務、救急はかかりつけ医でなかったかて救急車に走ってもらって行ってくれはったら、これは救急です。

それと、なるべくかかりつけやなかったら診ないじゃなしに、かかりつけ医がなければ窓口で高く払ってもらわなきゃなりますよと、こういう話ですね。

それともう一つは、みんながかかりつけ医をなるべく持っていると日ごろから早く処置してもらえるし、そういうことで、なるべく日ごろから自分の健康はかかりつけ医と相談できる体制をつくっておいてくださいねと。そして、かかりつけ医の人がもし救急で連絡とれれば、電話でも対応できるような体制はつくっていきましょうよと、こういうことなので、その辺のところをご理解いただきたい。

日曜日行ったら受け付けしてへんのかとか、日ごろ直接入ったらあかんのかとか、

そんなことではない。行ってもらっても構いませんけども、２千何ぼかの窓口初診料を払っていただくと、こういうことになると思うんです。しかし、かかりつけがあるほうがより効率的ですよと。健康管理に大事ですよと、こういうことです。

よろしく願います。

○議長（畑 武志君）

これにて岡田泰正議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ではございますが、ただいまから３時２０分まで休憩いたします。

休憩（午後３時１０分～午後３時２０分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

その前に、暖房の調整がききませんので、もし暑い方は上着を脱いでもらって結構でございます。

それでは、続きまして、藤井清隆議員の一般質問を続けます。

○２番（藤井清隆君）

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

林業の再生についてお尋ねいたします。

和束町は申すまでもなく、お茶の町であります。産業としても、伝統文化としても、景観としても、お茶を生業とした町であります。山の懷に抱かれた茶畑の景観、町の景観が本町の魅力とするところであります。

しかるに、近年、山の風景が昔とは一変しておりまして、申すまでもなく、林業の衰退によりまして未整備で薄暗く、下草も生えないひょろりした木が生い茂る杉林であったり、伸び放題なクヌギの木が周辺に葉を散らして田畑の邪魔をしていたり、そこへ笹や竹が我が物顔で忍び込んでいるといったような、とても美しい村連合とはいがたい風景であります。

このような放任山や耕作放棄地が有害鳥獣のバックを生み、産地の保全や水源の涵

養といった山が持つ機能を低下させております。今こそ人々が山に入り、山を守らなければなりません。

これまで本町でも、林業振興のためさまざまな施策を講じてこられたわけですが、その中で、京都モデルフォレスト運動ということにつきまして、その内容と意義について、また参加しておられる企業の活動も含めてお尋ねいたします。

また、第4次総合計画にもうたわれております木育という余り聞きなれない言葉なんですけども、それについても具体的に説明お願いいたします。

次に、我が国のエネルギー政策は今日いかに安全性を確保しながら効率よく、しかも二酸化炭素削減につながるように、その方法等求めているわけではありますが、そんな中、再生可能エネルギーというものが注目されております。風力、太陽光などさまざまある中で、私が推奨いたしますのは、エネルギーの地産地消にもつながる決定打として、また林業の再興にもつながる木育、バイオ発電というのがございますが、これを提案したいと思います。

これは間伐材などを材料として熱、電気などを生み出すものでありまして、森林の整備のみならず、そこで出ました熱エネルギーの諸産業への利用とか売電による収益、また地域の雇用の創出など、さまざまな効果が期待されます。財源のこと、府や国のエネルギー政策との兼ね合いや地域住民の理解と協力、森林組合や事業者との連携など、さまざまな課題がございますが、そういったものを乗り越え進めていくべきものと考えます。

森林はもはや病んでおります。焦眉の急であります。この事業に対するお考えをお尋ねいたします。

次に、ごみの減量につきましてお尋ねいたします。

これまでもごみの減量についてはさまざま取り組んでこられた事と思いますが、減量化施策の中で特に家庭用生ごみ処理機の補助事業ですね、原山区での堆肥化設備の現状について報告お願いいたします。

その上で、東部処理場の期限も迫る中、またそれ以後の方法もまだ未解決の中、減量化というのは急務と考えられ、避けられない課題だと思います。それで提案ですが、生ごみの中で野菜、台所などで堆肥化できるものは自家処理ですね。家庭処理といたしまして町として収集せず、紙類についても、紙類は燃えるものです。いわゆる水分の少ないものにつきましては収集するという方向ではどうかということですね。そのために家庭で処理してもらう自家処理とするために、生ごみ処理機を無料配付とし、給付しましてね、それで事業所など大量に出るものについては専用の処理施設で堆肥化すると、こういう案についてでありますけども、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま藤井議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、森林整備についてであります。

和束町の全体の面積の75%近くが山林で占めていると、こういうことでありまして、その形態はどういうことかと申し上げますと、民有林、そして町有林とか、また、いわゆる入会林ですね、そういったものが多いのかなと、このように思っております。

町有林につきましては、これはいわゆる町で事業を入れて、今、大体切れる状態にあるときですが、なかなか需要がないという問題的は全体的な問題としてあります。

それと、入会整備なんですけど、これについては近代化を図ろうということで、入会林、そのまま区有林とか持っておられるところ、ほか何名ということで持っておられますが、近代化法に基づいて生産森林組合をつくり、その生産森林組合で維持されていると、こういうことであると。

こういった形態で京都府なり国は間伐に力を入れていこうと。これは防災において

も水源涵養においても大事ですから、水源涵養保安林とか、和東の場合は防災、水源涵養も多いんですけども、そういう保安林制度を設けていろいろと整備が一定は進んでいるんですが、なかなかこの主体は生森であったり、いわゆる個人の方でありますので、行政としてはやはりこの辺に関して推進してくださいねという普及の業務が必要だと思いますが、それが徹底できているかどうかというところは厳しいところがありますが、これは大事な仕事であるわけなんです。

その中で、京都府ではモデルフォレストというのをつくりまして、モデルフォレスト運動と、前の京都銀行の頭取がその理事長で代表者であるわけなんです。その運動が始まって久しくなるわけなんです、和東町では湯船に二つが入っております。平和堂さんとのこれは公園の環境をどう利用するかということと、それと、三洋化成さんが入っていただいておりますが、平和堂さんについては、社員の皆さんがあそこをきれいにしていこうということで、社員が出てきて活動されております。それと、三洋化成さんは区にお願いして、そして区のほうに一定整備を援助してですね、そして指定されたところは森林公園中心でございますが、整備を図っていこうと、こういう方法であります。

この多く、和東町のこちらの域ですが、これはサントリーさんがちょうど城陽のところに大きなサントリー工場を持っておられます。これは全国でいろいろなところで工場を持っておられるところがやっておられるんですが、水源涵養ということで、結局、きれいな水を日ごろからつくっていこうということで、サントリーさんがこのところに指定して、柚田区とか門前もそうなんです、そういうところで整備を続けていただいております。いわゆる林道整備とか、そういうことがあります。

確かに、森林組合というのは京都は割とおくれていますので、兵庫県の播磨のほうから指導を受けながらやっておるというのが今の実態であります。この辺のところをどう進めていこうかという課題があります。

最近雇用促進協議会と住民との協働ということで、いわゆる皆様も耳にされてい

と思いますが、森の探検隊ということで、やっぱりやっていかんといかんねという住民のグループが生まれてきました。こういった支援をしながら進めているというのが、個人の山を受けたりとか、知り合いの山を整備するとか、そういう活動をしながら手を広げておられると、こういう状況が今あるわけであります。

ここでお尋ねは、それは全体的な和東町の森林行政というよりも、施策は今、抜きましたですけども、動きとしてそういう動きで動いております。そこで、モデルフォレストの運動というのはどんなもんか、その意義とかというご質問をいただいておりますが、この件については担当課長のほうから答弁をさせたいと思います。

それと、総合計画で木育とは何やと、これは字のとおりであるんですね、そういった木とか、いろいろな教育の中に生かしていこうとか、いろんなことを含めておるんです。この字のとおりでありますので、こういったことを含めても今、取り組み。

具体的には、雇用促進協議会というところがありまして、こういった木育も大きなプログラムに入れております。こういったことに取り組んでおられるのが、加茂町のほうに住んでおられるいろいろ経験を持った方がおられまして、その方が講師になっていただいて、こういう木育との関係のプログラムを雇用促進協議会でやっているわけでありまして、そういった制度がまた森の探検隊のほうへ波及をさせてきて試みていると、こういう状況であります。これを広めていくというのが大事であろうということで、今後、木育も総合計画に入れさせていただいておると、こういうことであります。

詳しいことについては、また所管課長のほうから答弁いたします。

バイオマス発電であります。

これで有名なのは、真庭市とか四国とか中国地方で始まっている民間で大きくやっておられるところが非常に早くからやられて、成功されているわけなんですね。真庭市が有名なところなんです。

ところが、今、京都でも北のほうでですね、何とかバイオマスとかいろんな面で検

討されてきて進んでいるのかなと思いますが、これは広域でやらないと、町がやるからとか、そんな問題じゃなかなかないわけです。だから、やられるとこへどう運搬していこうねと、うちからとれる間伐材をどう運搬して運んでいけるかいけないか、そして採算とれるか、こういうことだと思います。

特に、宇治田原においては、間伐材というのは城陽の中に製材屋さんがありますから、そこと協定を結んで、間伐材を全部引き受けておられると。だから、この間伐材とかいろんな屑ですね、これをバイオマスの原料にということでやるならば、そこまで運搬どうだとか、いろいろ考えていかないといかんと。これは和束町独自ですぐ、これやりますよという問題ではないと思いますので、広域行政的に取り組む必要があらうかと思います。京都府と十分協議をして取り組まなきゃならない問題であらうと、このように思っております。

詳しいことはこの３点、足りないところは課長のほうから答弁をさせます。

次に、ごみの減量化についてであります。

これは基本的に、私どもは皆さんの家庭には、ごみを減量化しましょう、それと分別収集にご協力ください、水切りはきちっとしてくださいねと、この辺は呼びかけをさせていただいているところであります。

原山地区においては、モデル的に組単位であります、ちょうどちよの坂の登り小口、原山の集落の入り口のところなんです。右側に置いていると思いますが、あそこで組に委託をして、一応、実験をやっていただいております。これはそれなりに実験はわかっておるんですが、今やらなきゃならんのは、これが本当にどのような成果が上がっているのか、これは本来ならどこまで普及できるのか、和束町としてこれは本当に取り組めるのか、ここを今、所管課のほうで取り組んでくれておりますので、私のほうにはまだ手元にこれについての「いけます」と上がってはないわけでありまして、まだ実験的にやっている最中だと、このようにご理解いただきたいと思います。これが成功するんであれば、和束町の組単位ぐらいとか区にお願いしてやるというこ

とも必要だろうと。

ただ、全てに生ごみ処理機を家庭に渡せたから全部解決したと、こういうことにはならないと思います。和束町のまちづくりにおいては、畑を持っておられるのか、そういう土地があるのか、いろんなこともきちっと把握しながらやっていかないと、行政という観点から考えますと、皆さんに共有できるような施策を考えていかないと、いけないと。だから、みんながきちっとできるような対策を立てるとするのが大事であります。これも一つの方法として今後考えていくべきだろうというように思っております。

もう一つは、なるべく分別収集して生ごみを減らそうということなんですが、そして水切りはきれいにしてくださいねと、こういうことなんですが、一番大きな問題は、これは細かくコアに考える分とコアでない大きい範囲で考える分とがあるわけなんですが、大きく考えますと、焼却施設を持ってやろうとするならば、1,000人未満でごみが少なくなっていくと経営が成り立たなくなってくるということもあります。この辺のところの今後の大きいやり方の中でどこに重点を置くかは大事なことですけども、本腰を入れてやるかやらんかやと思います。コアな部分になりましたら、本当に本腰でやらなきゃならんというところは焼却場が安定か安定でないかと、ここの話だろうと思います。

しかし、いずれにしても、今、和束町の住民にお願いしておりますのは、いわゆる分別収集の徹底と、それと水切りと減量化にはご協力くださいねと、こんなことをお願いしておりますので、その延長上でこういったことの施策というのにも検討する価値は十分あるかと思いますが、このところの具体策、今の段階では町長まで上がってくる中での検討事項には上がってないというのが実際であります。今後において十分そういったことは必要かというように思います。

以上、私のほうから答弁させていただきました。

あとについては課長のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

それでは、藤井議員の質問に対してお答えしたいと思います。

1 番の森林の整備についてということですが、先ほどの町長の答弁にありましたように、京都モデルフォレストにつきましては町長のほうから答弁がありました。今回、和束町につきましては、3 社と協定を結んでおります。

まず、1 社目でございます。三洋化成工業株式会社でございます。こことは締結は平成 21 年 10 月 5 日に和束町と締結をしております。

活動内容でございます。森林整備に資金を提供するとともに、京都モデルフォレスト協会ほかの指導員、また社員やその家族等による歩道周辺の草刈り、森林の間伐、環境学者などボランティア活動により、森林利用保全に取り組み、2010 年度から新入社員教育に伴い、森づくりに活動されている内容でございます。先ほど町長のほうでありましたように、活動につきましては湯船地内で活動していただいているところでございます。

続きまして、もう 1 社でございます。サントリーホールディングス株式会社でございます。これにつきましては、平成 22 年 2 月 15 日に和束町と締結をしております。

先ほど町長の話にありましたように、サントリー食品工業株式会社宇治川工場の水源涵養エリアにおける森林の整備を円滑に進めるため、モデルフォレストとの協議で今後その整備をしていただいているところでございます。

内容につきましては、間伐等の作業をしていただいているというところでございます。

活動支部につきましては、杣田、白栖、石寺、門前の生産森林組合の森林ということで、聞きますと、28 年度につきましては、門前の生産森林組合のほうの間伐のほ

うを入っていきたいというように聞いております。

続きまして、株式会社平和堂でございます。

平成20年6月30日に締結しております。

主な活動の内容でございます。平和の森づくり事業としましてモミジを植林したり、モミジ周辺の下草刈り、モミジの幼木とか防虫ネット等の設置もしていただいております。それと広葉樹の植樹の草刈り等、また植樹調査や鳥獣の観察等森林の環境学習も行われているところでございます。

活動地区につきましては、湯船地内で活動をしていただいているところでございます。

続きまして、第4次総合計画の5章の木育とはどういうことかということで、具体的に説明させていただきたいと思います。

木育は、児童生徒の成長に必要とされる知育・徳育・体育・食育に継ぐ学習活動の一つとして最近注目されており、単に木についての理解を深めるのではなく、鋭い感性や自然への親しみ、森林や環境問題に対する確かな理解の基礎を育てるというものでございます。和東町にはそのフィールドがあるわけですから、これから活用して人材の育成や基礎の基盤整備を進めてまいりたいと思います。

現在、和東町雇用促進協議会を中心に森林組合や関係団体と連携して、その基礎整備と人材の育成に取り組んでいるところでございます。例えば、民間団体では、和東森の探検隊や豊かな森をつくろうという民間団体が組織され、民間の森林整備活動しており、その支援や和東森の探検隊においては、空き家を再生し、木工ギャラリーをオープンされます。

雇用促進協議会ではこれらの活動を支援するとともに、先ほど町長の話にありましたセミナー等も開催して、新たな人材の育成に取り組んでいきます。また、木育を推進するため、その教材づくりとして木育の玩具の開発等も取り組んでいるところでございます。

続きまして、ごみの減量化についてでございます。

これまで取り組んできたごみの減量化対策の中で、特に生ごみ処理機の補助、原山区での堆肥化設備の現状について報告いたします。

東部塵埃処理組合の分担金においては、可燃ごみの約 8 割を生ごみが占めております。可燃ごみとして収集している生ごみの減量化が必要なことから、家庭における生ごみの減量化の推進のため、平成 9 年 12 月より、家庭で生ごみ自家処理機の設置者に対して和東町ごみ自家処理機等の設置補助金要綱を規定しております。

補助金額につきましては、現在、電気を必要としない野外設置型に対しては限度額 6,000 円、電気を必要とする処理機につきましては限度 3 万円となっております。この事業のように、平成 14 年度から設置台数につきましては 204 台で、生ごみの家庭内処理量は約 49 トンと推測されます。

また、ごみ減量化推進地区支援事業としまして、原山地区ですけれども、モデル地区としまして設置しましたごみ処理機につきましては、年間約 3 トンの生ごみの処理がされています。残渣につきましては、堆肥として使われているところでございます。

続きまして、生ごみは収集せずに、紙など燃えるもののみ収集してはどうですかということでございます。

生ごみの家庭内処理方法につきましては自家処理機等の設置が考えられますが、畑がないとか等の家庭の事情により異なり、処理ができない家庭等もあります。こういうことを認識いただきまして、どうぞご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、家庭用生ごみ処理機を全戸配付と事業所からの大型の生ごみは専用の処理施設について堆肥化するという案でございますが、家庭用生ごみ処理機の無料配付につきましては、先ほどお話ししました畑のあるなしや設置場所、家庭の事情があり、全戸に配付するということは困難と考えております。しかし、和東町生ごみ処理機設置補助金等により、安価な処理機、または購入されるにつきましては、今後ます

ます進めていきたいと考えておるところでございます。

また、事業所から出る生ごみにつきましては産業廃棄物となり、各企業の処理業者との個々の契約処理等もありますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

2 番、藤井清隆議員。

○2 番（藤井清隆君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、森林の整備に関しまして、木質バイオですね、これを導入したらどうかという事を申し上げました。これは町長、広域で対処するような事項だということなんですが、これは実はいろいろありまして、どういうあれかと申しますと、仕組みといたしましては、未利用の木材を集めましてチップ化して、それを燃やして発電ですね、熱やエネルギーを得るという仕掛けなんですけども、これは規模によりましてね、大規模施設にするか中小の施設があります。大規模なものですと相当なメガワットという規模的なものもあるんですけど、これは一応目標といたしましては森林の整備ということですので、間伐を進めていって、その中でできたものを使うということです。

これは今、国のほうでも進めてまして、売電計画ですね、売電できます。自然エネルギーの資源の中で、施設といたしまして、風力であるとか太陽光なんかが有名なんですけども、近年、木質バイオですね、ほかのエネルギーを使った発電ということで送られるようになりまして、さまざまなあれがあるんですけども、材料が7種類もありますので、未利用の木材でありますとか製材のものを使うとかリサイクルのものを使う。大体3種類ぐらいあるんですけど、それぞれ買い取り単価、それによってできた電気なんかでも買い取り単価が違ひまして、未利用の木材、間伐材の場合は今、高く買い取られるということになっています。

これを利用いたしまして発電したらと思うんですけど、この発電所の規模にいたしましても、この材料を集めるということも結構難しい点がありまして、余り規模を大きくすると材料集めに困るということになります。

試算ですけども、和束町あたりですと、1,7、800世帯あるんですけど、勘定でいきますと、大体600か700キロワットの規模でやりますと年間で600万キロワット／hぐらいの発電量になりましてね、材料といたしましては、木材チップを7,000トンぐらい必要だということになるんです。だから、余り規模を大きくしますと集めるのが大変になります。1年を通して、1日で20トンぐらいの材料を集めななりません。だから、計画的でなきゃなんんですけど、これで試算いたしますと、今、申しました材料のあれなんですけど、それに建設費用の面ですけども、発電の大きさによりまして経費が違ってくるんですけど、今の試算で600キロワットぐらいのものをつくりましたら建設費は大体3億円ぐらいですね。維持費が2,000万円弱ですね。これは買い取りになりますんで、チップが年間7,000トンですね。6,000立米ぐらいの検討しますと大体4,000万円ぐらいになります。それで、売電の収入が2億円ぐらいになると試算されます。1億5,000万円から2億円ということになります。これで十分運営できるのではないかと。赤字でも、とにかく続けるということ、やるということが重要ですんで、必ず苦しくなるということは言えませんが、ですから、規模を大きくしなきゃいかんとか、広域でないといかんということはありません。

○議長（畑 武志君）

藤井議員、再質問されるのは簡単で簡潔にひとつお願いいたします。

○2番（藤井清隆君）

ですから、この規模でいきますと、とにかくやれなければあれが進まないということですので、この規模の言っておられたような大規模化するというか、広域でやる必要はないということを申し上げて、その点、この事業についてのさらに検討というこ

とについてどうお考えなのか、検討できるかどうかですね。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

まず、そうしたことは事業主体は誰がやるかという話なんですね。そして、今もご質問があったように、もうかるかもうからないかわからないという話の中に今の和東町の行政として独立で主体になり得るか、なり得ないかというときは、ちょっとこれは慎重が必要だと、こういうことですね。

それと、そういうことをなぜしなきゃならんのかということなんですけども、藤井議員は、多分、山を守るためには、そしてやっぱりきれいにしようと思ったら、間伐材を使えるところをつくっていかないといかんと、こういうことだと思います。だから、それも私は一つだと思います。

一つですけども、いろんな今までやってきたのが補助制度ということで、ある一定林家がやりやすいように、生森が取り組みやすいように補助基準単価を設けて、そしてやられました。そのときには補助金は間伐して、その現場で切り捨て、いわゆる切り捨てたらええねやから、ちょっと集めて、そして山できれいにしておいて完成と。しかし、それではなかなか単価も余り伸びてこないし、もったいないし、もっと利用価値はないかという中で、先ほどのように、チップだとかいろんなところが今されるようになりました。今はよくストーブなんかもそうしたストーブだと言われております。

あわせて、私は今、和東町で考えておりますのは、高齢者が経験されてきたのは、割木業務であります。和東町福祉協議会も機械でパンと割るものを持っておられたことがあるんですね。こういったことを利用してやれないだろうか。それで、割木はしたらすぐ売るのではなく、1年間置いておくほうとか長期にするほうが煙が出なくていいわけなんですね。これが高齢者の生きがい対策にはならないだろうか。集団コミ

ユニティの手段にもならないだろうかというので、今、検討というのか、いろんなところとでやっていただいたり、そして先ほどの木育も通じて利用価値を多岐にわたって検討していこうということは今、進めております。

ただ、バイオマス、いろんな発電とかそういうところは、先ほど言いましたように、広域でやってもらわないと、それと和東町の事業者がおられてやろうとされるんだったら、それはそれとして話し合いはできるんでしょうけども、しかし、その法人とて、行政は手を入れない三セクでいくんかというたら、三セクもなかなか。和東町の森林組合がやられるんですかというのと、森林組合は引いてしまと。あと、残されたところで本当にやってくれるのかという問題だと思いますが、私は先ほど、これは非常に実現性は難しいのかなというように思いました。もし、広域で取り組む。そして今、京都府の北部のほうは、こちらよりも林業にある程度、力を入れていますから、南丹とか、ああいうところの動きを見定めながら参画するというのも大事であろうというように思っております。

先ほど言いましたように、宇治田原町は、間伐は木材屋さんがおられますので、木材と提携して間伐材を扱っています。集積して、そして林業の店がそれを扱っていると、こういう方法もとられております。

和東町はどうしたらいいだろうかなというのが、総合計画に基づいて、そういうほうが一番近いの違うんかなということで、今、取り組んでいると、こういうことありますので、この木質バイオとか、そういうことについてはストレートに和東町から取り組めるという状態ではありませんので、ひとつご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

2 番、藤井清隆議員。

○2 番（藤井清隆君）

今、バイオについて聞かせていただきましたけども、僕なんかも、事業主体が確か

に今までの実績とかやってきたつながりで、扱ってくれる業者というのがあれば移行できるんか思うんですけど、その点が誰が入ってくれるのかいうのを探すということからやらんといかんということですね。それでこれは置きます。

次に生ごみ処理なんですけども、やはり生ごみって、本来、燃やすべきでないものを燃やしているということなんです、家庭においてそういう場所がないとか、処理機の置き場所がないとか、各事情というのは確かにございますので、必要な人のみに配りまして、それで、あと、要らない人については、各自、畑に埋めてもらうとか、そこら辺のところ対応したらどうかと思うんですけど、これは一応、一人一人確認しないといかんということになりますんで、かなり難しい対応だと思います。

紙類ですけどね、ある程度、住民の方にもある程度、紙と生ごみを分けるという手間を、また要することにかかることになりますんですけども、ある程度、そういうのは事情というかね、減量ということを理解してもらって取り組んでいただけるようにできないかと思うもんであります。

もし、分けていただけるならば、紙のほうだけでも、あれは各区とかそういうところで焼却炉ですけどね、それで処理することはどうなんでしょうかね。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

紙類につきましては古紙の回収ということで、区とかいろんなところでご協力いただいて、できるだけ資源を大切にすることということで、そういう事業も取り組んでおります。

それと、焼却のごみのあれですけども、これは先ほど言いましたように、いろいろ家庭等の事情もございます。広報とかによって、必要な家庭につきましては生ごみを減量化していただくということを今後とも努めてまいりたいと、かように考えており

ます。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

藤井議員のところちょっと整理したいと思いますが、和東町から全部無償でこの処理機を配付させていただきますよというときはですね、これ全部、和東町の全住民がそれを共有できるような機会が全てあるというときしか制度化は難しいです。ここだけしかできないで、この人たちはできますよというのは、基本的には全部の人が対象になり得るものということで、なかなか制度化できませんが、今も所管課が言っていましたように、うち、やりますから補助金くださいねという形はとれるということで、今、和東町は、この処理機は後者のほうをとっているわけなんですね。そういうことをご理解いただきたいなと。

全てこの処理するのは、土地がないさかいに渡さんねと、こういうことではありません。だから、補助金制度は既に設けてやろうというのは、限度を決めて制度を設けておりますが、全ての住民に配付させていただきますよというのは、ちょっと制度化から難しいのかなと、こういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

2 番、藤井清隆議員。

○2 番（藤井清隆君）

先ほど申しました紙類ですけど、収集して処理できるのは、新聞とかそういう面について処理しておられるということをおられたと思うんです、週に1回ね、思うんですけど、紙類というのは、野菜屑とか台所とかのね、そういう水分の多いものとそれ以外のいわゆる紙ですね、燃えるもの。新聞とか雑誌以外のそういうものについてあれなんですけどね。紙類を収集というか、各区で収集して、そこまででとめておいて、それで管理者が決めて、そこで焼却するというような格好のあれはどうか

んですかね。取り組みできますかね。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

生ごみにつきましては、原山地区でモデル的な事業ですけども、取り組んでいるところでございます。

これにつきましても、電気代と、いろいろコスト面もあります。モデル事業ですので、すぐできるとは限りませんが、もし、そういう地域で要望があれば今後も検討していきたいと、かように思います。

ただ、紙とかにつきましては、当然、自家で燃やしていただくということではできませんので、これはあくまでも収集に出していただくということになっておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

2 番、藤井清隆議員。

○2 番（藤井清隆君）

簡易の焼却とかありますよね。あれは一応野焼きにはならないわけでしょう。収集せないかんということでもないんじゃないですか。紙類は町で収集してということを経済づけられているものなんですか、あれは。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

一般的に簡易の焼却場があります。これにつきましても一般的には野焼きという類に入ってこようと思います。これも近所とかいろいろあればいろいろ問題になってくると思います。基本的には、先ほどお話ししましたように、東部塵芥で処理をすると

いうのが基本的になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（畑 武志君）

2 番、藤井清隆議員。

○2 番（藤井清隆君）

やはり集めないといかんと、燃やさんといかんとという一つの当為というかね、義務のあれがあるのかなと思うんですけどね。

一応、これで質問のほうを終わりにします。

○議長（畑 武志君）

藤井清隆議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから4時20分まで休憩いたします。

休憩（午後4時10分～午後4時20分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第6、議案第1号 平成28年度和束町一般会計予算、議案第2号 平成28年度和束町湯船財産区特別会計予算、議案第3号 平成28年度和束町国民健康保険特別会計予算、議案第4号 平成28年度和束町簡易水道事業特別会計予算、議案第5号 平成28年度和束町下水道事業特別会計予算、議案第6号 平成28年度和束町介護保険特別会計予算、議案第7号 平成28年度和束町後期高齢者医療特別会計予算、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明として施政方針を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

本日、平成28年度一般会計予算を初めとする諸案件のご審議をお願いするに当たり、提案理由にかえまして、平成28年度の施政方針について申し上げます。

国においては、行動的な課題である少子高齢化に取り組むため、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつぐむ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の新たな三本の矢を軸として、「一億総活躍社会」の実現を目指し、昨年１２月、地方創生を加速化させるための交付金が１，０００億円規模で創設されました。

本町においても、今定例議会において、和束町地方創生総合戦略に基づき、平成２７年度の補正予算として、お茶の京都関連事業、インバウンド観光事業、お茶に加えた新たな産業を創出するための予算を提案させていただく予定でございます。

平成２７年度補正予算とあわせて、平成２８年度は地方創生の本格実施年度であるとともに、和束町第４次総合計画後期基本計画がスタートし、次のステージへと新たな一步を踏み出す重要な年度であります。あらゆる施策にわたり、きめ細かく事業を推進するとともに、人口減少の抑制を図るために実効性のある施策の展開と日本遺産である茶畑景観を最大限生かし、交流人口の拡大と定住につなげる施策を進めてまいります。

平成２８年度当初予算の主な事業でございますが、防災拠点である庁舎や避難場所である公共施設の耐震補強工事、また消防施設の充実や災害時に迅速な対応を図るために機能別団員を創設し、災害に強い施策を最優先しております。

また、住民生活に直結した住宅整備、道路拡幅や舗装工事、橋りょうの長寿命化を図るとともに、商工振興と高齢者の買い物支援対策として、まごころサポート事業を実施し、住民の暮らしの安心安全を重視したまちづくりを進めたいと思います。

さらに、地域ブランドや地場産品の開発、販売ＰＲなどの地域おこし支援や農林業への従事、住民生活支援などの地域協力活動を行う地域おこし協力隊によるまちづくりを展開し、地域への移住・定住促進を図る施策を新たに行います。

さて、国が公表した平成２８年度地方財政計画では、地方交付税の総額については前年度とほぼ同水準の規模を確保されているものの、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。効率的でスリムな行財政運営の実現に向けて、公共

施設等の老朽化を見据えた施設の維持管理や更新を効率的かつ効果的に推進するため、公共施設等総合管理計画を策定してまいります。

引き続き、健全財政に努めながら、限られた財源を有効活用することとし、地方創生を加速化させるとともに、和束町第4次総合計画の六つのプログラムに沿って、各種施策を推進することとします。

各会計予算は、一般会計33億4,900万円、湯船財産区特別会計888万円、国民健康保険特別会計（事業勘定）9億1,820万円、（直営診療施設勘定）1億1,000万円、簡易水道事業特別会計4億7,494万円、下水道事業特別会計1億9,884万円、介護保険特別会計（保健事業勘定）5億8,430万円、（サービス事業勘定）620万円、後期高齢者医療特別会計6,150万円、平成28年度予算総額は57億1,186万円となります。

また、平成27年度3月補正予算を含めた13カ月予算として、それぞれの事業を途切れることなく推進するとともに、本町のかげがえのない自然環境や景観を後世へと引き続き、住民が夢と希望を持ち、暮らしやすく、生きがいの持てるふるさと茶源郷和束の実現に向け邁進する所存であります。

どうか議員各位の一層のご協力とご鞭撻をお願い申し上げますとともに、平成28年度予算案並びに関係諸案にご賛同賜りますよう切にお願い申し上げます。

以上、施政方針とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

本予算の審議につきましては、議員全員の10人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号から議案第 7 号までの平成 28 年度和束町一般会計予算及び平成 28 年度和束町各特別会計予算の以上 7 件については、10 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第 7、議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 11 号の提案理由を申し上げます。

行政不服審査法関連三法が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、本町の関連する条例を改正する必要があるため、それらを一括して行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例として制定いたしたく、今回提案させていただいた次第であります。

どうか慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、議案第 11 号のご説明を申し上げます。

議案第 11 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

平成 28 年 3 月 11 日提出

次のページ、制定させていただく条例分を載せさせていただいております。

議長のお許しを得ましたので、資料によりまして概要を説明させていただきます。

制定条文の後に資料N o . 1 1、新旧対照表をそれぞれ載せさせていただいております。というところがございます。その新旧対照表のあとでございます。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例概要をつけさせていただいております。これによりご説明申し上げます。

行政不服審査法の関連三法、行政不服審査法・行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律・行政手続法の一部を改正する法律、この三法の施行が平成28年4月1日に施行されるということで、例規を整備するということでございます。関連三法の趣旨はここに掲げてあるとおりでございます。

行政不服審査法の概要でございますけれども、今回新たに審理員制度が設けられるということでございます。処分に関与しない職員、これが審理員になって、両者の主張を公平に審理するというところでございます。

それと、後でまた提案させていただきますけれども、第三者機関への諮問手続が導入されます。これは有識者からなる第三者機関が審査長の判断をチェックするというところでございます。

不服申立ての手続を「審査請求」に一元化ということでございます。今まで異議申し立てと審査請求と二つありましたけれども、異議申し立ての手続は廃止したということでございます。審査を請求することができる期間が、従前60日でありましたのが3カ月に延長されたというところでございます。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要でございますけれども、不服申立前置（不服申立てを得なければ出訴できないとする定め）、これを廃止・縮小するという法律でございます。

行政手続法の一部を改正する法律の概要でございますけれども、国民の権利利益の

保護充実のため手続を整備ということで、処分等の求めと行政主導の中止等の求め、こういったものを整備したというところでございます。

これらの法改正の内容を踏まえまして、本町の対象条例を一括して改正するものでございます。対象条例につきましては、和東町情報公開条例、和東町個人情報保護条例、和東町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、固定資産評価審査委員会条例、和東町行政手続条例、和東町手数料徴収条例、この6条例でございます。

和東町職員の給与に関する条例と和東町消防団員等公務災害補償条例につきましては対象条例でありますけれども、他の改正と合わせて別途提案させていただくということになっております。

施行日につきましては、行政不服審査法施行の日、28年4月1日を予定しておるというところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長いたします。

日程第 8、議案第 18 号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 18 号の提案理由を申し上げます。

行政不服審査法及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正がそれぞれ、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部につきましても所要の改正を行う必要がありますので、提案させていただいた次第であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第 18 号のご説明を申し上げます。

議案第 18 号

和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成 28 年 3 月 11 日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページでございます。

一部を改正する条例の条文を載せさせていただいております。

議長のお許しを得ておりますので、資料に基づきご説明申し上げます。

資料Ｎｏ．１８、新旧対照表をつけさせていただいております。その後、答申書をつけさせていただいております。その裏に概要を載せさせていただいておりますところがございます。

提案理由にもありましたように、今回の改正は行政不服審査法の改正によるというところがございます。異議申立ての手續が廃止され、審査請求に一元化されたことによる改正で、条例第２６条を改正させていただきます。

それと、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令改正によりまして、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が支給される場合に、障害補償年金、休業補償の額に乘じる調整率について、下段にあるこの表のとおり調整率が改正されたというところがございます。

これは条例附則第５条第２項と第５項関係でございます。

施行の日は、平成２８年４月１日となっております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第１８号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案

のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 18 号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 19 号 和束町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 19 号の提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、公の施設に関する指定管理者制度の導入が可能となっていますが、本町でも指定管理者制度を活用して公の施設の管理経費の節減を図りつつ、住民に対して、より良質な公共サービスを提供するため、指定の手続等に関し必要な事項を定める条例を制定いたしたく、今回提案させていただいた次第であります。

どうか慎重な審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第 19 号のご説明を申し上げます。

議案第 19 号

和束町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

平成 28 年 3 月 11 日提出

次のページから、制定する条例文を載せさせていただきます。

1 条から 1 5 条でなる条例でございます。

議長のお許しを得ておりますので、資料 N o . 1 9 、和東町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例概要によりましてご説明申し上げます。

今、制定の背景ということで、地方自治法の一部改正によりまして、公の施設に関する指定管理者制度が既に導入されておるところでございます。

指定管理者制度につきましては、公の施設の管理に関して、自治体が条例に基づいて民間業者を含む法人その他の団体を指定し、当該施設の管理を行わせることができる制度でございます。本町でも、指定管理者制度を活用して、公の施設の管理経費の節減を図りつつ、住民に対してより良質な公共サービスを提供するため、指定の手續等に関し必要な事項を定めるということで、本条例を提案させていただいたというところでございます。

条例の概要でございます。

第 2 条関係ということで、指定管理者の公募による募集でございます。指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、公の施設の概要、申請受け付け期間、利用料金に関する事項等を明示し、指定管理者になろうとする団体を公募する規定でございます。

次に、第 4 条関係でございます。指定管理者候補者の要件でございます。

以下の 3 要件を備える団体を指定管理者候補者として選定するということで、
（１）として、住民の平等な利用を確保するとともに利便性が図られるもの。（２）として、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるもの、（３）として、公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するもの、以上の 3 点でございます。

次に、第 5 条関係ということで、公募によらない指定管理者の候補者の選定でござ

います。

次のいずれかの場合には、公募によらずに指定管理者の候補者を選定できるということでございます。（１）として、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できると認められる、かつ、町が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体の場合、（２）として、指定管理者が管理運営する公の施設に関する条例に、当該施設の指定管理者として現に指定されているものを候補者として選定できる規定がある場合ということでございます。

それと、６条、７条関係でございます。指定管理者の指定ということで、候補者について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定すると。指定後、告示するとともに公の施設の管理に関する協定を締結するというところでございます。

次に、第８条、第１０条関係でございます。業務報告の聴取・事業報告書の提出でございます。

町長から指定管理者へは、管理業務・経理状況に関し定期または臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示を行うことができる。指定管理者から町長へは、毎年度終了後５月３１日までに公の施設に関する管理業務の実施状況等料金の収入実績、管理経費の収支状況等を町長に報告すると、この規定でございます。

施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行するということになっております。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

８番、小西 啓議員。

○ 8 番（小西 啓君）

お伺いたします。

第 5 条の条文によりますと、まず町が出資しているところには優先的にこれをやるというような感じのとらえ方を私はしているんですけど、そしたら、やりたいなというほかの方がおられたら、それは鼻から蹴ってしまうということですよね。これじゃあ、やはり公平な指定管理者じゃないと思うんですけど、私、この 5 条を連発されるような感じになると思うんですよ。

まず、町が、建物とか、いろんなをつくっている場合は、必ず町が出資しておられますよね。出資しているというより金を出しておられますよね。そうなったら、必ず 5 条が適用になりますよね。ということは、ほかのものたちを公募しないということになるんじゃないですか。その辺の解釈の仕方はどのようにされますか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

これは公共施設が管理運営するときに、目的にありますように、より効果的に住民サービスがいく、こういうことであろうかと思えます。まず、これをとりながら、今までやってきた実績なり、そして、公益法人であれば、それを目的としてということでありますから、そういう場合がある場合には優先されて処理すると。

しかし、こういうあったとしたかて、応募、公募でとる場合には不利ですけども、今回は条例の中にはどこともこういう施設で、町の方針なり、より効率と判断した場合は、それでやることができると、こういうことでありまして、その前の趣旨がそういう判断に立つというところが行政主体が入っているということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（畑 武志君）

8 番、小西 啓議員。

○ 8 番（小西 啓君）

じゃあ、町長、それはそれでよろしゅうございますわ。

そうされますわね、そしたら、その中で町が公募しないで指定したところだけやっていただいて、2 期も 3 期も 4 期も続けて赤字を出していつているということは、経営能力がないということになりますわね。経営能力というより、指定管理者の能力がないということです。ということは、その場合でも、やはり町が出資しているところの公共施設になってくると。そこにはどんどんどんどんお金をつぎ込んでいくと。従来からのお役所仕事というやり方でやっていくのか、それとも、そこでやはり何期ぐらいの目安でやるとかなかったら、次にはどうするか、その辺はやっぱりお考えがあるのかないのか、その辺のことをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

当然こういった契約行為になって選定していくわけですから、これで続けていくという判断、一定契約の時期に継続するかしないか、これは判断をとっていかなきゃならない。これがあるからと、いつもそうではない。入れかえることも、これは可能であります。これも行政主体的に考えて、その場合には公募でまた選ぶかもわからない。そういうことで道は開けております。

○議長（畑 武志君）

8 番、小西 啓議員。

○ 8 番（小西 啓君）

私、こんなことは言ったら悪いですけど、監査やらせてもらっていますから、いつまでもさせてもらわれませんので、やっている間に赤字が出たら、私、草水さんにいって、「草水さん、これどうなってんねやろな。かその関係書類を一回全部上げてきて」、それで副町長もいますからね、私のことですから性格的にばんばんばんや

りますわね。それでも、何ぼ長いことさしてもろても2年ですわね。その後、また続けて、私、「さしてください」「さしてください」言いますけれど、それでもなかなか許してもらえないと思うんですよね。そうなったときに、私のかわりに監査の方が出てこられたときに、そこまで言うてこられるかと思うんですけどね、非常に心配なんですよね。

ということは、私、こんなことを言ったら失礼に当たりますけれど、行政がやることに対して、行政が本来の道から外れるようなところにお金を使って、そしてやることは、私、本当に嫌なんですよ。ということは、行政の本分というのがあると思うんですよね。だから、非常に危惧しているんです。それで、このようなことを言っているんですけど、赤字にならないように経営されたら本当にいいんですけど、それを願っているんですけど、それは私はいかないと思います。120%、150%絶対に赤が来ると思うんですよ。そのようなときにどう対処されるかということを聞いておりますから、やはりここで黙ってて、そのまますっと通るようでしたら「、また何も言わずにそのまま通ったわ。あれら何しとったんや、議会議員が10人いるのに」と、こうなりますから、私、代表させてもらって言わせてもらっていますけれど、ほかの方もまた何か質問あると思いますけどね、並ぶところ右側の方そう思いますけれども、一度答弁をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

形式的に赤字すぐというよりも、再建不可能な赤とかなってきますと、これはやっぱり行政責任で引き上げていかないと、責任がついてまいります。そういう意味において、1,000円でも2,000円でも赤字が出たから、これはもう条件だと、こういう判断には立ちませんが、今、言いましたように、再建不可能、見込めない、こういう判断をしたときは、今、言われたように、やっていかなきゃならないと。

今も小西議員からご質問いただいている内容というのは非常に重要なことでありますので、真摯に受けとめながら当たってまいりたいと、このようによろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

私はまたちょっと違った立場からですけども、幾つか質問させていただきます。

まず、指定管理者制度一般という点で確認を幾つかしたいんですけども、この指定管理者制度というのは、2003年に地方自治法の改正で初めてできた制度なんですね。いわゆる目的というのは、先ほど言われたようなことが一般的には言われます。公共施設について、民間のそういったものを入れながら住民のサービスを充実させるとか、またコストを削減させるとか、そういったことが目的として言われております。

しかしですね、その制度ができてから、2003年ですから10数年たっているわけですけども、この制度についていろんな問題点も指摘をされていることは多分ご存じだと思うんですね。やはり一番の問題というのは、幾ら住民サービスを後退させないとか、いわゆるコストを下げるとかいても、結局、民間というのは利益を追求するのが本分ですから、それを本来それが本分でない公共施設を任せるというのは大変矛盾があるという中で、いろんな例えば事故であるとか、また、いろんな意味での住民サービスの後退というものも一方ではたくさん全国で報告をされていると思うんです。そういう意味では、やはり大変問題のある制度でもあるというのがこの制度だと思うんですけども、その点については、やはり制度ができてから十数年たった上でのこの制度の傾向を見て、今わざわざ和束町に入れようとされているという意味ではですね、その辺にいてはどのようにお考えですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

従来和東町の中には山の家研修所というのを和東町で設置条例をみていたものが本来ありました。あわせて、京都府のほうで管理してもらってる施設として、いわゆる京都府立青少年山の家というのを和東町が委託を受けて運営しております。設備は京都府の設備、これを今回、和東町が無償譲渡を受けさせていただいて、そして今回新しくスタートをします。言うならば、全て和東町の設置条例、和東町の所管に値する施設となりました。

従来については、これは当初、始めるときに、民法34条法人ということで、一般公益法人ということで、非常にそういう中で京都府と、再委託をして進めてきたんですが、その途中、今、岡本議員も言われた、法人そのものもいわゆる収益を重視するところと公益を重視するところと分かれまして、その民法の適用は二つになりました。いわゆるこの社団法人もそうなんですけれども、公益財団ですね、それと一般財団というのが二つに分かれました。今回の場合は一般財団ということになりました。これは限りなく民営に近い形になります。本来、財団法人には、収益事業と公益事業とがあったわけなんです、本来、収益事業が公益事業を挙げて、その公益でもって収益事業を挙げるというのが本来のあり方であったわけなんです、今回、収益事業が非常に強くなってまいりました。

和東町の活性化センターについても今までやっていた。これも一般財団法人として登記をされて、新しい団体になりました。こうしたときには、限りなく民間団体に強い、そして施設そのものも全部町のもんです。この機会に法的な整備、今までは継続も許される面もあったわけなんです、今回はきちっとこの機会に整理をして、そしてやっていくべきだと、こういう判断に立たせていただきました。そういう関係から、一番近い今回の議会に設立しました。そういう意味で、施設そのものは今やっている中やけども、設置条例伴っているときにきちっと形態そのものは整うと。だから、その条例と今回この法令の整備を進めていこうと、このように考えているところ

であります。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

私が聞いていることに答えているかどうかというのはちょっと微妙な点があるんですけどね、先ほど言いましたように、いわゆる公の施設、公共施設というのは、住民の税金を使って住民サービスの向上とか、そういった公の目的を達成するためにつくられている施設なんですね。ですから、ある意味、利益を上げるということを目的にはしていないというのがあると思うんです。そういう意味では、そういったものにいわゆる民間の業者やその中に入ってくる中で、大変ゆがんだ状況の中で運営がされている例も多く広がっているというのも事実でございます。

コストの問題でも、幾らコスト削減といってもね、例えば、今、想定されているのは、山の家とかいうことだと思うんだけど、いわゆる物的な部分でのコストがなかなか下げられない面があります。やはりどうしても削減しようと思ったら人のほうに行くというね、人件費を減らすというところにどうしても行ってしまうということは、これは全国の例でもあって、そのサービスの質がどんどん下がっていくということが指摘をされているところでもあるんですね。ですから、そういう点では、やはりこの指定管理者制度そのものは、いろいろとそれを使うことで成果を上げられているところもあるかもしれないけれども、やはり全体としては大変問題のある制度だというのが私の見解です。

その上で具体的な話でね、例えば、今、多分想定としては、活性化センターなり山の家ということを想定されているとは思いますが、この制度ができるということは、先ほど公募によるとかよらんとかという話もありましたけども、基本的にこの制度がある以上は、山の家に限らず、公の制度について、いわゆる指定管理者制度を適

用できるという制度になります。

そのときに、例えば、過疎計画の中に挙げられている町の公共施設というのが並んでいますけどもね、これは21あるんです、一応並べたやつを見たら。これを見てみますと、果たして、和束町ではこの制度は必要なのかどうかというのが正直な感想なんです。医療とか学校とか福祉とかの関係は除外していくとなっていくと、ほとんど残らないわけです。そこも、じゃあ、今の運営実態を見れば、それをわざわざ入れる何か意義があるのかというといったら、なかなか見当たらないという意味でですね、今の和束町の公の施設の状況を見たときに、今ここで指定管理者制度を入れる必要があるのかというのは私の正直な思いだったんですね、是か非かはまた別にしてもです。それで、その辺、今の和束町の持っておられる公の施設を今後管理していくという点で、果たしてこの制度が必要なのかどうかという点で、どこまで検討されて、どういう判断で今回入れようと思われたのか、その辺ちょっと説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

全て公共施設がそういうようにするという事にはならない。いわゆる和束町内で公共施設はこれでとるほうが、よりいい方法だということに判断する施設がある場合には、この施設の条例をつかう。今、なぜこの機会にしたかというのは、そういう施設にするほうが、より懸命な方法だろうと判断する施設が、先ほどもちょっと説明しました。先走った説明になったんですが、そういう判断で移管を受けている。そういうことを想定して、今回この条例を制定してきている。だから、全てあるから公共施設に全部これを当てはめてやるという、今、岡本議員が言われるような形ではっておりません。行政が主体的にこれが必要だというものの判断に立たないと、なかなかこの指定管理者を導入してやるとしない。

今回の場合に指定管理者を導入してやろうとすることのできる、そういう具体的な

例が出てくる可能性が非常に高くなった。ご案内のとおりだと思いますが、そういう契機に今回提案させていただいたということでもあります。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

これで最後にしますけども、私のあれとしては、やっぱり指定管理者制度というものの、この間、十数年、全国でされてきた経過であるとか、公の施設は民間に開放するという点での大きな矛盾を抱えた、そういうものをはらんだ制度であるということが一つあります。

それと、先ほど言いましたように、和東町の今の公の施設をこういう制度で扱えるようにする。言われたように、もちろん全部が全部対象になるというふうには私も思いませんけども、ただ、今、言われる想定されていることだけ考えても、先ほど小西議員の話なんかとも関係もしますけども、それだったら別に要らんのじゃないのかというような正直思いもありましたので、そういう必要性という点からも、私は今回賛成できないということで、そこだけちょっと表明だけさせていただいて終わります。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、言われましたように、この場合、これになじむような公共施設というのは、例えば宿泊関係とか、大体これはご案内のとおり具体的にいきますが、そういうような公が介入していかないと、なかなかそのまちにはない場合があります。そういう場合に直営でやるというのも一つの方法ですが、そういう宿泊業とか店舗だとか、いろんな民間が本来やるべきようなものを公でやらなきゃならんような、本当いうたら、民間がやってもらえたら一番いいんですけども、そういう施設を町営として持っている

ならば、こういう方法によるほうがいいだろうというのが一つの方法です。

それで、今、岡本議員が言われたように、やっぱり公共性を持って、ある意味でやっていこうということで、まるっきり民間に渡すという方法は今回はとらないという五条適用で考えていきたいなと、こんなことでこの条例を使って今後の運営に当たってまいりたいと、こういう思いを持ちながら提案させていただいたと、こういうことですので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第１９号 和束町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第１９号 和束町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第１０、議案第２２号 和束町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第２２号の提案理由を申し上げます。

平成２８年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号等の利用の

取り扱いを見直す方針が示されたことにより、和東町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたので、提案させていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

議案第２２号の説明を申し上げます。

議案第２２号

和東町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成２８年３月１１日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページをお願いします。

次のページに条文と右側に新旧対照表を載せております。議長のお許しを得ていますので、資料Ｎｏ．２２の裏、改正の概要で説明させていただきます。

地方税関係書類のうち申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類については、納税義務者等の個人番号の記載を要しないとするものでございます。

具体的には、町民税及び特別土地の保有税の減免の場合に個人番号の記載を要しないという内容でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２２号 和束町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２２号 和束町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第１、議案第２３号 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第２３号の提案理由を申し上げます。

和束町国民健康保険では、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として３万円を支給しておりますが、平成２０年度に開始された７５歳以上の方が加入している後期高齢者医療保険では、葬祭費が５万円となっております。また、近隣の精華町、宇治田原町、木津川市を初め京都府内の葬祭費については、ほとんどの市町村が５万円となっているところから、平成２８年度より、本町の葬祭費を、２万円を増額し５万円とするため、和束町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

議案第２３号のご説明を申し上げます。

議案第２３号

和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成２８年３月１１日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページに改正の改め文と、右側には新旧対照表を載せさせていただいています。

資料Ｎｏ．２３の裏のページです。

改正の概要ですが、国民健康保険加入者が死亡したとき、葬祭を行った人に対して支給される葬祭費の支給額を、現行の３万円から５万円に増額とするものです。

なお、この件につきましては、平成２８年１月２０日の和束町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２３号 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２３号 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第１２、議案第２４号 和束町地域福祉計画策定委員会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第２４号の提案理由を申し上げます。

社会福祉法第１０７条に規定する合議制の機関として、和束町地域福祉計画策定委員会を設置し、当該委員会の設置等に関し必要な事項を定める必要があるので、和束町地域福祉計画策定委員会条例を提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

議案第２４号の説明を申し上げます。

議案第２４号

和束町地域福祉計画策定委員会条例の制定について

上記議案を提出する。

平成２８年３月１１日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、次ページに和東町地域福祉計画策定委員会条例第1条から第8条まで規定しております。

議長のお許しをいただきましたので、1枚めくっていただきましたNo. 24の資料に基づき説明させていただきます。

制定理由。

市町村地域福祉計画策定については、平成26年度末現在の府内市町村の策定状況は19市町村が策定済みであり、和東町を含む6市町村が未策定となっています。本町においては、平成27年第3回定例会で地域福祉計画策定に係る予算承認をいただき、地域課題が共通していること、策定費用の低減等を図る観点から、笠置町・南山城村との3町村の共同で、平成27年度、平成28年度の2カ年事業として計画策定を進めているところです。

社会福祉法第107条においては、計画を策定する際には、あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされていることから、和東町地域福祉計画策定委員会条例を提案させていただくものです。

条例の概要です。

本条例は、社会福祉法第107条各号に規定されている事項についての審議、合議、必要に応じて町長に意見を述べることができる機関として設置するものです。委員の任期は2年とし、委員会組織は、学識経験者、社会福祉事業者、社会福祉事業従事者、関係行政機関、その他町長が必要と認める10人以内の委員構成で町長が委嘱、任命いたします。その他、組織、会議の運営、庶務等についての事項を定めています。

条例の施行予定日でございますが、平成28年4月1日です。

その他条例の一部改正については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第2号）の一部改正をあわせてお願いしたいと考えております。

地域福祉計画策定委員 1 回につき 2,000 円の費用弁償を支払いするというものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 24 号 和東町地域福祉計画策定委員会条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 24 号 和東町地域福祉計画策定委員会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 25 号 相楽東部地域行政不服審査委員会の共同設置に関する規約の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 25 号、相楽東部地域行政不服審査会の共同設置に関する規約の制定について、提案理由を申し上げます。

平成２８年４月１日に施行される改正行政不服審査法第８１条の規定により、設置することとされている審査に係る附属機関について、地方自治法第２５２条第１項の規定に基づき、笠置町、和束町、南山城村及び相楽東部広域連合で共同して設置するため、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第２５号のご説明を申し上げます。

議案第２５号

相楽東部地域行政不服審査会の共同設置に関する規約の制定について
上記議案を提出する。

平成２８年３月１１日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページが制定する規約でございます。第１条から第１０条からなる規約でございます。

議長のお許しを得ておりますので、次のページ、資料Ｎｏ．２５の概要によりご説明申し上げます。

行政不服審査会とは、先ほども申し上げましたけれども、行政不服審査法の改定によりまして設けられるものでございます。

審査庁の裁決についてチェックする有識者からなる第三者機関でございます。

原則として、各地方公共団体に置かれますが、地方自治法第２５２条の７第１項により共同設置ができるということでございまして、今回、共同設置という形で規約を提案させていただいたというところでございます。

相楽東部地域行政不服審査会についてでございますけれども、第１条関係は、笠置

町、和東町、南山城村及び相楽東部広域連合の執行機関の附属機関として共同設置するとうたっております。

第3条関係で委員の数は5人以内とする。

それと、第4条第1項関係で審査会の権限に属する事項については公正な判断をすることができ、法律または行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから候補者を選び、連合長が選任すると。

第4条第2項関係、任期は3年でございます。

第5条関係で審査会の設置・運営経費は、共同設置団体が分担し、負担するという事となっております。

第6条で、審査会の会長は委員の互選により選出するという事でございます。

第7条で、学識経験のある者のうちから広域連合長の選任により専門委員を置くことができる」と規定しております。

第8条第1項の関係では、会議は会長が招集し、会長が議長となるということとなっております。

第8条第2項関係では、委員の半数以上の出席がなければ会議は開けないとなっております。

第8条第3項関係では、議事は出席委員の過半数で決するという事でございます。

施行日につきましては、平成28年4月1日でございます。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２５号 相楽東部地域行政不服審査会の共同設置に関する規約の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２５号 相楽東部地域行政不服審査会の共同設置に関する規約の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第１４、議案第２６号 和束町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第２６号の提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第６条の規定に基づき、和束町過疎地域自立促進市町村計画を定めたく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、議案第２６号、和束町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてをご説明申し上げます。

議案第２６号

和東町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

和東町過疎地域自立促進市町村計画を定めたいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年3月11日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページから計画案を載せさせていただいております。

議長のお許しを得ておりますので、概要のみの説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

和東町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、現行計画の計画期間が平成27年度で終了いたしますので、新たに平成28年度から平成32年度までを計画期間とした計画を定めるものでございます。

計画は11章からなっております。

1ページから10ページまでの第1章では、基本的な事項を定めております。和東町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の自立促進の基本方針、計画期間を掲載しております。

その中で、自立促進の基本方針として9ページに載せさせていただいております。緑茶生産を基幹産業として多くの住民の生活基盤を支え、町の活性化を担ってきた茶業も、茶価の長期にわたる低迷が小規模経営の採算性を悪化させ、専業から兼業へと推移し、山間部等の急傾斜地や不便地においては採算性が悪い等の理由から荒廃し、これまで培ってきた自然の貴重な財産が失われつつある。

しかしながら、茶業は和東町の誇りとするものであり、今後も安定的かつ持続的な農林業等の発展に向けた取り組みを行う必要があり、茶源郷和東ブランドとして品質を高めるとともに、観光交流の促進を図りながら「ものづくり」と「ふれあいづくり」のまちづくりを目指すものでございます。

そのためには、農業基盤の整備と経営近代経営化を進める一方、関西文化学術研究

都市の近郊であることから、道路網の整備と定住環境の整備などを行い、都市近郊農山村としての特徴を生かした定住化対策を推進することとすると。

また、過疎地域としての地域医療問題、少子高齢化に伴う支援体制の強化を図り、子供から高齢者まで、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを住民と行政が一体となって築くことを基本とすると、これが基本方針でございます。

10ページから16ページの第2章は、産業の振興として、農業、林業、地場産業、商業、観光、雇用対策に係る現況と問題点及びその対策を掲載しております。

16ページから21ページまでの第3章は、交通通信体系の整備として、道路、橋りょう、バス輸送、電気通信設備、地域間交流に係る現況と問題点及びその対策を掲載しております。

21ページから26ページまでの第4章は、生活環境の整備として、簡易水道施設、下水道処理施設、廃棄物処理施設、し尿処理施設、消防・防災、共同浴場、住宅に係る現況と問題点及びその対策を掲載させていただいております。

26ページから30ページまでの第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進として、児童福祉施設、障害者福祉施設、高齢者福祉施設、町民の健康づくりに係る現況と問題点及びその対策を掲載しております。

30ページから31ページまでの第6章は、医療の確保として、地域医療、子育て支援医療に係る現況と問題点及びその対策を掲載しております。

31ページから35ページまでの第7章につきましては、教育の振興として、学校教育、社会教育にかかる現況と問題点及びその対策を掲載しております。

35ページの第8章は地域文化の振興、35ページから36ページに掲載の第9章は集落の整備、36ページの第10章は環境の保全・資源の活用、37ページの第11章はその他の地域の自立促進に関し必要な事項について、それぞれ現況と問題点及びその対策を掲載しております。

その次のページでございます。

1. 事業計画の表をつけさせていただいております。

ただいま申し上げました区分によりまして、個別の施策を挙げさせていただいております。

産業の振興の区分として、基盤整備の農業で13事業挙げさせていただいております。

その中で多面的機能支払交付金事業、環境保全型農業直接支払交付金事業、農地中間管理事業、宇治茶生産景観継承支援事業、強い農業づくり事業、共同製茶等省力化推進事業、和束茶ペットボトル化事業、これにつきましては、新しくこの計画にのせさせていただいたというところがございます。

林業では、森林環境保全整備事業等6事業でございます。

あと、地場産業の振興として加工施設の設置事業、観光レクリエーション事業につきましては、観光案内看板等設置事業で12事業挙げております。

それと、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進ということで、市町村道ということで、道路で山口線の拡幅改良事業等3事業、橋りょうとして門前橋整備事業等5事業、電気通信施設等の情報化のための施設ということで、茶源郷行政情報配信システム充実事業等2事業、地域間交流ということで、路線バス関係で2事業でございます。

生活環境の整備で、水道施設につきましては簡易水道施設の整備事業、下水道処理施設につきましては下水道整備事業、その他として合併浄化槽設置事業でございます。

廃棄物処理施設ということで、家庭用生ごみ処理モデル事業等5事業でございます。

消防施設につきましては4事業ということで、消防積載車更新事業、消防車両更新事業、はしご車更新事業、これにつきましては、今回新しい事業ということでございます。

公営住宅につきましては、町営第3中西団地建替事業ということで新規に挙げさせていただいております。

次のページでございます。

自立区分の４の高齢者等保健及び福祉の向上及び増進でございます。高齢者福祉施設というその他の欄で高齢者ホームヘルプサービス等７事業、児童福祉施設としては、子育て支援センターの運営事業を挙げております。

医療の確保の区分では、診療施設ということで国保診療所の改築事業、総合保健福祉センターの整備を挙げております。

区分６の教育の振興で、学校教育関連施設で校舎関係で５事業を挙げております。

連合の事業でございますけれども、教育情報化整備事業、小学校の雨漏り改修事業、小学校のプール改修事業、これが新規事業でございます。

給食施設につきましては、学校給食センター改修事業でございます。

区分７のその他地域の自立促進に関し必要な事項につきましては、公共施設の耐震化、あと、公共施設の改修ということで庁舎改修事業、人権ふれあいセンター、いきいきこども館の改修事業を挙げさせていただいておるところでございます。

次のページ以降に財源の内訳を挙げさせていただいております。

最終ページの前のページでございます。総計が出ておるわけでございます。

今期の計画期間中の概算事業費につきましては３５億５，９３３万円でございます。そのうち過疎地域自立促進の特別事業分として２億４，６６０万円でございます。その中で過疎債を充てる計画が２億９８０万円となっておるところでございます。

以上、議案第２６号の和束町過疎地域自立促進市町村計画のご説明にかえさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

今回のいわゆる過疎計画の新たな計画については、全体としては反対するものではありませんけども、幾つか大きい方針ではありますので、具体化についてはまたいろんな形で要望もし、また討議もしていきたいと思うんですけども、一応、幾つか確認も含めて詰めさせていただきたいと思います。

一つは、これは前の計画にもあったわけですけども、いわゆる先ほどありました総合保健福祉センターの関係なんですけども、いわゆるこの中の予算としては3億円入ってまして、国保診療所の建てかえということで位置づけられていますけども、これがやはりこの5年間でどの程度方向として持っておられるのかを少しお聞きしておきたいのと、やはりそういったものを仮につくるとなれば、そこに器だけつくってもそこで働くというんですか、そういう人材スタッフというものがどうしても必要になってきます。これは黙っていたら寄ってくるというもんじゃなくて、意識的に養成したりとかしていかなければ、なかなか難しい問題もあります、特に今は。そういう点で、その辺も含めてどういう方向性で今回の計画の中では持っておられるのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今のお尋ねでございます。

この大きな課題は、二つ施設があるわけなんですけど、これが一つには、構造的な問題が長寿命化とか対策の中から、一つは必要なものであるならば、これは考えていくということでもあります。

そうなりますと、今まで平常業務と絡めて考えていかないと、ハードだけではソフトがどうなんだねと、こういうところのご質問だと思います。

当然、ソフトを考えながら、この二つの運営のあり方、利用のあり方、こういったことを当然審議・検討を持ってですね、その検討に基づいていわゆる計画設計図等が

上がってまいるものだと思っております。早急にご審議をいただけるならば、これに基づいてこういった協議に入っていくべきだなと、このように思っているところでもあります。

当然、こういった大きい事項についてはですね、いわゆるこれはここには挙げておりますが、基本的には大きな政治判断にもなろうかと思えます。そういった判断を仰ぐチェックにもなっていくだろうと思えますので、それに向けての事務的な段取りは進めていくべきだと、このように思っているところであります。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意君。

○7 番（岡本正意君）

そういう施設そのものは大変必要になってくると思います。ただ、やはりどういう施設にしていくかということが大変大事ですので、やはり検討も必要になってきますので、そこは早い段階から検討していただきたいというように思います。

それと、もう1点は住宅施策の問題なんですね。

これは一般質問でも若干触れられていた部分もあるんですけども、気になっていますのは、これは総合計画でもそうだったんですけども、いわゆる移住とか、また定住とかを図る上で住宅が必要だということは、ある意味一致している部分もあると思うんですね、いろんな意味で。けども、どこで受けとめるかというところで、私は、いわゆる一定の自由のきく町営住宅を一定住まわすべきであるとかいろいろ言ってきましたけども、もちろん空き家のこともあります。

ただ、今回の過疎計画においても、また総合計画においてもですね、かなり空き家に受け皿として依存したというか、シフトしたということが大変感じられるんですね。ただ、ここにもありましたようにね、平成26年度に行った空き家調査については、利用可能な空き家が86軒あるものの、現状では間取り調査が可能な空き家は10軒

となっているという分析がありますよね。ですから、かなりこの空き家の活用という点でもね、やはりまだまだかなり不透明な部分があると思うんですよね、個人の持ち物だけに。ですから、そういう点で、やはりこの空き家だけにある意味シフトするというのは、定住政策を進めていく上で偏っているんじゃないかという思いをいたしました。

その辺、これはまた過疎計画と総合計画と違う位置づけがあると思うんですけども、その辺についての位置づけについて説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今回ご審議をいただく内容については後期計画と同じことなんですが、基本的には重なる分というように理解していただいていいと思うんです。いわゆる基本的な後期計画の考え方、事業計画、その計画が過疎計画にのっとってやるほうが、よりスムーズに進んでいくべきだろうと、こういうことですから、これも裏腹の関係にあるというようにご理解いただきたいと思います。

五カ年の進めていく中で、具体的には住宅行政のことではありますが、基本的には、今持っている中で、ご案内のとおり、入れなく、いわゆる下水道施設も整備できていない、こういったものを町営住宅として抱えており、これを早急に建てかえをやっていかなきゃならんというのが早急の課題です。そういったものは、ここの中に入れさせていただいて、今後の基本的な住宅行政は、これは岡本議員の今までからご質問いただいております。基本的にはPFIとか、そういった民間の資金も利用の仕方を考えていくべきだろうし、もう一つは、和束町の今後のまちづくりの中でも考えていくべきだろうということと合わせて、空き家対策をどうしていくべきかというのがこの5カ年、住宅改修後の大事な柱になってくるんじゃないかならうか。空き家については28年度スタートから考えていかなきゃならないというのは、朝からの一般質問の中で

も答えておりました。そういう中で入れさせていただいているということでもあります。手の届く範囲内の中で必要な事業というようにご理解いただいたらありがたいのかと、このように思っております。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

あと1点お聞きしたいと思います。

あともう一つは、やはり公共交通の問題ですね。

これも一般質問もあったわけですが、やはり長年の懸案であるんですけども、なかなか前に進んでいかないという状況がずっと続いているというふうに思います。

今回、バス輸送について一定の方針というのが出ているんですけども、路線バスの存続というか維持という部分でのものが中心になっておりまして、いつもこれは、より便利な交通システムを構築するというのはいつでも入ってはいるんですけども、なかなか具体的な方向が見えてこない。

一応、この間、委員会等で庁内で検討もいただいておりますね、コミュニティバスも含めていろいろと順番にやっていきたいとは言っているんですけど、なかなかこれは後に行けば行くほどしんどい事業になってくるんじゃないかと思うんですね。そういう点で、この5年間のところでどこまで公共交通の部分で前進を図ろうとされているかということですね、そこを一応お聞きしておきたいのと、もう1点だけ、これは気になった点だけなんですけども、午前中の村山議員の一般質問の中で、いわゆる企業誘致の関係で、今回、総合計画では、ありきという点でいえば外しましたということが景観問題も含めてですけども、出てたんですが、この過疎計画の中では、いわゆる商業関係では、環境に優しい優良企業の誘致に努めるというように書いてあるんですね。この辺は総合計画との関係ではどう整合性があるのかというのがちょっと気になりましたので、その点も含めて説明をいただけたらと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、2点いただきました。公共交通については、これは非常に和束町にとっては、今も一般質問でもありましたように重要な施策でありますし、これは路線の維持を一つは絶対これを確保していかなきゃならん課題だと。そういう意味で、今後、岡本議員にも入っていただいていたと思うんですが、ああいう住民の協議をする場を通じて、これはみんなで考えていこう。

一般質問にも三位一体の改革して、認識していくべきだ、大事だと、この観点で重要に位置づけていかなきゃならない。

ここにはこういう形で挙げさせていただきましたが、これはそういう住民の声を聞きますと、もう少し柔軟に対応してくる、また変更もあるだろうと思います。そういうときにこの過疎計画、今、5カ年計画、これは絶対的と、こういうことですが、当面こういう形ではありますが、そういう重要課題でもってやらなきゃならない問題が発生しますと、この過疎計画、自立計画そのものを見直しをまたお世話になるかと思っています。当面はこういう形で行きますけども、今、岡本議員が言われた中で非常に重要な事項であって、もう少し新しい発想が入ってくるかもわからない。だから、5カ年でどうにも動かないという形にはならないというようにまず一つはご理解いただきたいというように思います。

それから、企業誘致の件でございます。

これはちょっと言葉があったと思いますが、全部下げたんじゃないと言葉がありました。いわゆる農地のそういったところに専門的な言葉で、より具体的に、企業誘致という言葉を超えて大きいところで定義づけるんじゃないし、農村のこういうものの独自さにこういう企業を誘致したいとか、いろいろやりたいとか、そういう誘致の問題が各項目に出てまいります。その項目をフォローするのがこの過疎地域の中で

は企業誘致というところでのせらせていただいておりますが、おおむねこれは整合する内容だとご理解いただいたらありがたいというように思っております。

向こうが外れたというよりも、向こうが企業誘致とダブル面もあったし、もう少し企業優先を一面に挙げていきますと、環境条例的に次、進める問題等に総合計画ちょっと矛盾したところが出てきますので、一応引いたところがありますが、全部やらないという形にはなっておらないと、この計画も入れながら。

だから、私、申し上げましたように、後期計画と過疎計画とか地域総合戦略、これが相まって２８年度は今後進めていかなきゃならないと思いますので、お互いに補完し合えるような計画の推進に当たってまいりたいと、このように思っておりますので、ひとつご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２６号 和東町過疎地域自立促進市町村計画の策定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２６号 和東町過疎地域自立促進市町村計画の策定については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました予算特別委員会は、来る３月１５日午前９時３０分か

ら本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後 5 時 5 0 分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 28 年 5 月 10 日

和束町議会議長 畑 武 志

署名者 和束町議会議員 岡 田 勇

〃 和束町議会議員 竹 内 きみ代

〃 和束町議会議員 藤 井 清 隆